

# 第10回栃木県新型コロナウイルス 感染症対策本部会議

日時 令和2(2020)年3月20日(金) 15:00~

場所 県庁舎本館8階 危機管理センター本部室

## 次 第

1 開 会

2 議 題

(1) 新型コロナウイルス感染症に関する今後の対応方針について

(2) その他

3 閉 会



栃木県新型コロナウイルス感染症対策本部名簿

本部長	栃木県知事	福田 富一
副本部長	副知事	北村 一郎
	副知事	岡本 誠司
本部員	教育長	荒川 政利
	警察本部長	原田 義久
	総合政策部長	阿久澤 真理
	経営管理部長	茂呂 和巳
	県民生活部長	石崎 金市
	環境森林部長	鈴木 峰雄
	保健福祉部長	森澤 隆
	産業労働観光部長	小竹 欣男
	農政部長	鈴木 正人
	県土整備部長	熊倉 一臣
	国体・障害者スポーツ大会局長	石松 英昭
	会計局長	沼尾 正史
	企業局長	矢野 哲也
	県議会事務局長	篠崎 和男
	人事委員会事務局長	入野 祐子
	監査委員事務局長	篠崎 直樹
	労働委員会事務局長	松崎 禎彦
危機管理監	松村 誠	
保健医療監	海老名 英治	







## 新型コロナウイルス感染症対策専門家会議

## 「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（2020年3月19日）

本専門家会議は、政府の新型コロナウイルス感染症対策本部の下、新型コロナウイルス感染症の対策について医学的な見地から助言等を行うために設置されました（令和2年2月14日 新型コロナウイルス感染症対策本部決定）。この見解は、新型コロナウイルス厚生労働省対策本部クラスター対策班が分析した内容等に基づき、専門家会議において検討した結果をまとめています。

現在までに明らかになってきた情報をもとに、現状の状況分析を行い、その正確な情報提供に努めるとともに、政府及び自治体に対し提言を、国民の皆様及び事業者の方々に対しお願いをすることとしています。

分析結果等はあくまでも現時点のものであり、随時、変更される可能性があります。

**I. はじめに**

新型コロナウイルス感染症の流行が始まり、わずか数か月ほどの間にパンデミックと言われる世界的な流行となりました。この感染症については、まだ不明の点も多い一方、多くのことが明らかになってきました。例えば、この感染症に罹患しても約80%の人は軽症で済むこと、5%程の方は重篤化し、亡くなる方もいること、高齢者や基礎疾患を持つ方は特に重症化しやすいことなどです。これまで世界で19万人以上の感染者と、8,000人近い死亡者が報告されています。本専門家会議は、新型コロナウイルス感染症について十分な注意と対策が必要な感染症であると考えています。特に、気付かないうちに感染が市中に拡がり、あるときに突然爆発的に患者が急増（オーバーシュート（爆発的患者急増））すると、医療提供体制に過剰な負荷がかかり、それまで行われていた適切な医療が提供できなくなることを懸念されます。こうした事態が発生すると、既にいくつもの先進国・地域で見られているように、一定期間の不要不急の外出自粛や移動の制限（いわゆるロックダウンに類する措置）に追い込まれることとなります。

私達は、我が国がこのような事態を回避し、できるだけ被害を小さくするための提案として、本提言を取りまとめました。政府や国民の皆様などには内容をご理解いただき、我が国の被害を少しでも減らすための政策や行動につなげていただきたいと思います。

**II. 状況分析等****1. WHOによるパンデミックとの認識（3月11日）と日本の対策について**

世界保健機関（WHO）のテドロス事務局長は、2020年3月11日の会見において、世界で感染が拡がりつつある新型コロナウイルスについて、「パンデミック（世界的な大流行）とみなせる」と表明しました。中国、韓国以外での感染状況が加速する現状に強い懸念が示されましたが、「事態をパンデミックと描写することそれ自体が、ウイルスの脅威に対するWHOの評価や、WHOの対応、各国の対応を変えることにはならない」とも述べ

ています。

以上のことから、専門家会議としては、現時点では、社会・経済機能への影響を最小限としながら、感染拡大防止の効果を最大限にするという、これまでの方針を続けていく必要があると考えています。そのため、「①クラスター（患者集団）の早期発見・早期対応」、「②患者の早期診断・重症者への集中治療の充実と医療提供体制の確保」、「③市民の行動変容」という3本柱の基本戦略は、さらに維持、必要に応じて強化し、速やかに行わなければならないと考えています。

さらに、これまで報告の少なかった欧州や米国などの諸外国で新規感染者数が急増しており、中東、東南アジア、アフリカなどでも大規模感染が広がっていることが推定されることなどから、感染者ゼロを目指す国内での封じ込めは困難な状況です。このため、こうした国々から、我が国に持ち込まれる新型コロナウイルスへの対応や、国内においても、後述する、クラスター（患者集団）の感染源（リンク）が追えない事例が散発的に発生していることなどへの対策は依然として必須であり、クラスターの早期把握とともに、地域ごとの状況に応じた「市民の行動変容」や「強い行動自粛の呼びかけ」をお願いすることなどにより、いかにして小規模な感染の連鎖に留め、それぞれの地域において適切な制御を行った上で収束を図っていけるかが重要になってきています。

## 2. クラスター対策の現状について

世界保健機関（WHO）のテドロス事務局長は、2020年3月13日の事務局長のステートメントにおいて、日本が「クラスター（患者集団）の早期発見・早期対応」という戦略をとって様々な取組を進めてきたことを高く評価しています。諸外国では数百～数千人規模の感染者数になるまで介入されなかったことが死亡者数の急増を引き起こしたものと考えられますが、日本では少数のクラスター（患者集団）から把握し、この感染症を一定の制御下に置くことができていることが、諸外国との患者発生状況と死亡者数の差につながっていると判断しています。

これまで、厚生労働省のクラスター対策班では、感染者、濃厚接触者、保健所、地方公共団体のご協力を得て、クラスター（患者集団）を早期に発見し、その方々に対して人と人との接触をできるだけ絶つよう要請しながら、継続的に健康状態を確認する、という活動をしてきました。その結果、急速な感染拡大を抑制することに成功している地域も出てきています。

しかしながら、現在の国及び地方公共団体におけるクラスター対策の実施体制には、そもそもクラスター（患者集団）対策を指揮できる専門家が少ないことや、帰国者接触者相談センターへの対応を含めて保健所における労務負担が過重になっており、クラスター対策に人員を割けないことなど様々な課題が存在しています。

### 3. 北海道の感染状況と対策の効果について

【注意】※：新型コロナウイルス感染症の感染から発病に要する潜伏期間の平均値は約5日間であり、発病から診断され報告までに要している平均日数は約8日間となっています。そのため、我々が今日見ているデータは、その約2週間前の新規感染の状況を捉えたものである、すなわち3月上旬頃の状況であるというタイムラグがあることをご理解下さい。

急激な感染拡大の兆候があった北海道においては、2020年2月28日に知事より緊急事態宣言が発出され、週末の外出自粛要請のほか、大規模イベントの開催自粛、学校の休校などが行われました。その他にも、道民や事業者、若者が主体となった啓発の取組みが、いち早く進展しています。

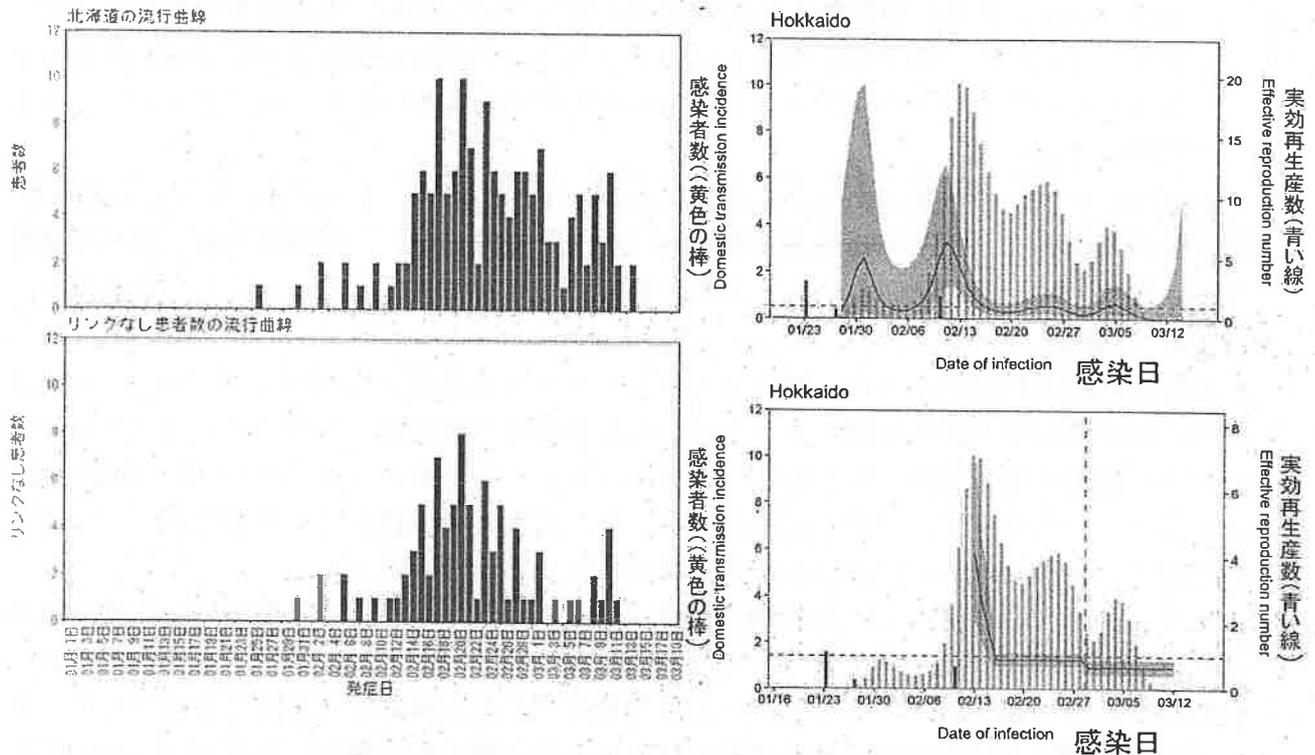
北海道の感染状況を見ると、緊急事態宣言が出される前の2月27日、28日には10名を超える新規感染者の報告が続きましたが、その後急激な感染拡大を示す状況は認められず、直近の数日では0～5名以内の報告に留まっています（図1左）。流行規模の拡大には至っていませんが、他方、感染源（リンク）が追えない新規感染者数は横ばいに留まっており、コミュニティにおける伝播は確実に止まっています。

また、図1に示すように、実効再生産数（感染症の流行が進行中の集団のある時刻における、1人の感染者が生み出した二次感染者数の平均値）は、日によって変動はあるものの概ね1程度で推移していましたが、緊急事態宣言の発出後は1を下回る日も増えていきます。（図1の青い線を参照）。緊急事態の発生前と発生後の同一期間（2月16日～28日と29日～3月12日）で実効再生産数を推定すると0.9（95%信頼区間：0.7、1.1）から0.7（95%信頼区間：0.4、0.9）へと減少をしました。

さらに、北海道においては、感染者、濃厚接触者、地方公共団体、保健所の皆様のご協力とご努力により、クラスター（患者集団）を十分に把握できたことで、この感染症の爆発的な増加を避けることができたと考えています。以上の状況から、専門家会議としては、北海道では一定程度、新規感染者の増加を抑えられていることを示していると判断していますが、依然として流行は明確に収束に向かっておらず憂慮すべき状態が続いていると考えています。また、北海道知事による緊急事態宣言を契機として、道民の皆様が日常生活の行動を変容させ、事業者の方々が迅速に対策を講じられたことについては、急速な感染拡大の防止という観点からみて一定の効果があったものと判断しています。

ただし、緊急事態宣言、大規模イベントの自粛要請等のうち、どのような対策やどのような行動変容が最も効果を上げたかについては定かではありません。また、決してこの先について楽観視できる状況になったわけではなく、最近、患者数が増加傾向にある札幌などを含め、引き続き、これまで集団感染が確認された場に共通する3つの条件を避けるための取組を行っていく必要があります。

図1. 北海道における流行曲線、推定感染時刻と実効再生産数



左上：発病時刻に基づく流行曲線。左下：リンクのない感染者の流行曲線（報道発表ベース）。右上：推定された感染時刻別の新規感染者数（左縦軸・棒グラフ；黄色は国内発生、灰色は輸入感染者）とそれに基づく実効再生産数（1人あたりが生み出した2次感染者数・青線）の推定値。青線は最尤推定値、薄青い影は95%信頼区間である。右下：緊急事態宣言前後の同一期間（2月16日～28日と29日～3月12日）を定数と想定した場合の実効再生産数の推定値。

4. 現在の国内の感染状況と対策の効果について【注意】※

(1) 国内の感染状況について

北海道以外の新規感染者数は、日ごとの差はあるものの、都市部を中心に漸増しており、3月10日以降、新規感染者数の報告が50例を超える日も続いています。また、高齢者福祉施設で集団感染が発生する事例があります。このことは、既に一定の地域では感染が広がりつつあり、高齢者など感染に弱い立場の方々に症状が現れてしまったことを意味しています。

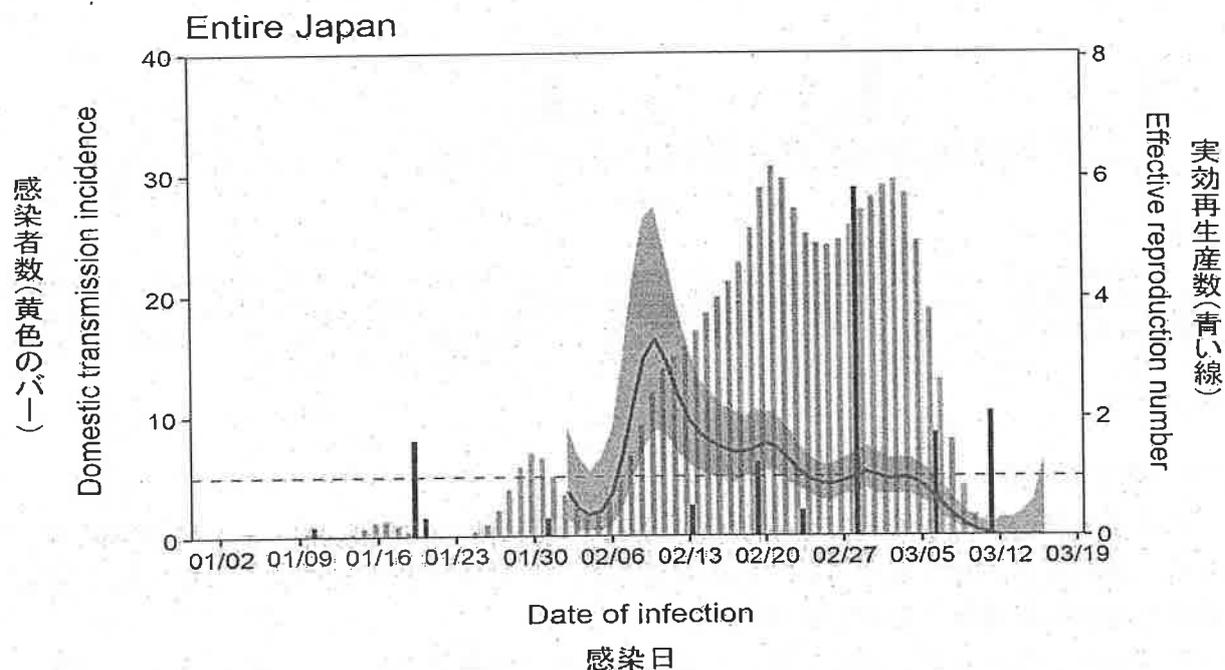
図2に示したように、日本全国の実効再生産数は、日によって変動はあるものの、1をはさんで変動している状況が続いたものの、3月上旬以降をみると、連続して1を下回り続けています。今後とも、この動向がどのように変化するか、注意深く観察を続けながら、状況に応じた必要な対応をその都度、機敏に講じることが求められます。

また、図3に示したように、感染源（リンク）が分からない感染者の増加が生じている地域が散発的に発生しています。今後、クラスター（患者集団）の感染源（リンク）が分

からない感染者が増えていく場合は、その背景に、どのような規模の感染者が存在しているかがわからなくなることを意味しています。現時点では、こうした感染経路が明らかでない患者が増加している地域は局地的かつ小規模に留まっているものの、今後、こうした地域が全国に拡大し、さらに、クラスター（患者集団）の感染源（リンク）が分からない感染者が増加していくと、いつか、どこかで爆発的な感染拡大（オーバーシュート（爆発的患者急増））が生じ、ひいては重症者の増加を起しかねません。

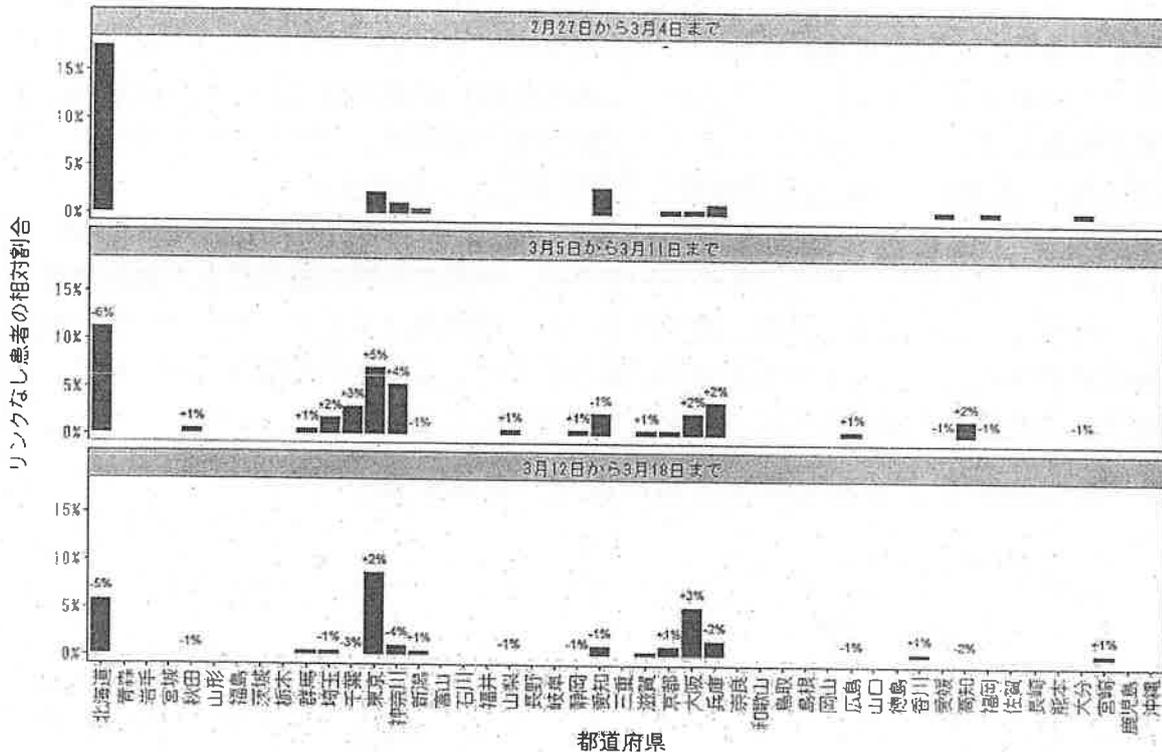
以上の状況から、日本国内の感染の状況については、3月9日付の専門家会議の見解でも示したように、引き続き、持ちこたえています、一部の地域で感染拡大がみられます。諸外国の例をみても、今後、地域において、感染源（リンク）が分からない患者数が継続的に増加し、こうした地域が全国に拡大すれば、どこかの地域を発端として、爆発的な感染拡大を伴う大規模流行につながりかねないと考えています。

図2. 感染時刻による実効再生産数の推定（日本全体）



注：カレンダー時刻（横軸）別の推定の新規感染者数（左縦軸・棒グラフ；黄色は国内発生、灰色は輸入感染者）とそれに基づく実効再生産数（1人あたりが生み出した2次感染者数・青線）の推定値。青線は最尤推定値、薄青い影は95%信頼区間である。

図3. 都道府県別にみた感染源（リンク）が未知の感染者数の推移



注：2020年2月27日～3月4日、3月5日～11日および3月12～18日の間に報道発表された各都道府県の感染源がわからない感染者数の相対割合（各期間中の全国総計値を100%としたときの各都道府県の割合）。これらのうち積極的疫学調査によって感染源が探知された者は、今後、集計値から引かれていくこととなる。流動的な数字であることに注意が必要である。

## (2) 国内での様々な対策の効果について

北海道以外の地域においても、政府によって要請された大規模イベント開催自粛や、全国一斉休校が実施されたほか、急速な感染拡大が危惧される地域における的確な積極的疫学調査の実施などが行われました。

この結果、たとえば、時差出勤への協力により、首都圏ではピーク時の乗車率が減少するなど、事業の特徴に応じた事業継続方法の変更や働きやすい環境整備に工夫が凝らされています。

それらがなかったこととの比較はできないものの、現時点では、「メガクラスター（巨大な患者集団）」の形成はなされていないと推測されます。また、図3で示したように、都市部を有する地域を中心に発症者の漸増が認められています。一方、日本全国で見れば、大規模イベント等の自粛や学校の休校等の直接の影響なのか、それに付随して国民の行動変容が生じたのか、その内訳までは分からないものの、一連の国民の適切な行動変容により、国内での新規感染者数が若干減少するとともに、効果があったことを意味しています。しかしながら、海外からの流入は続いており、また、一般に感染症の増減には一定の小幅なサイクルが存在していることなどから、引き続き、その動向を注視し

ていくとともに、市民や事業者の皆様にも、最も感染拡大のリスクを高める環境（①換気の悪い密閉空間、②人が密集している、③近距離での会話や発声が行われる、という3つの条件が同時に重なった場）での行動を十分抑制していただくことが重要です。

### (3) 重症化する患者さんについて

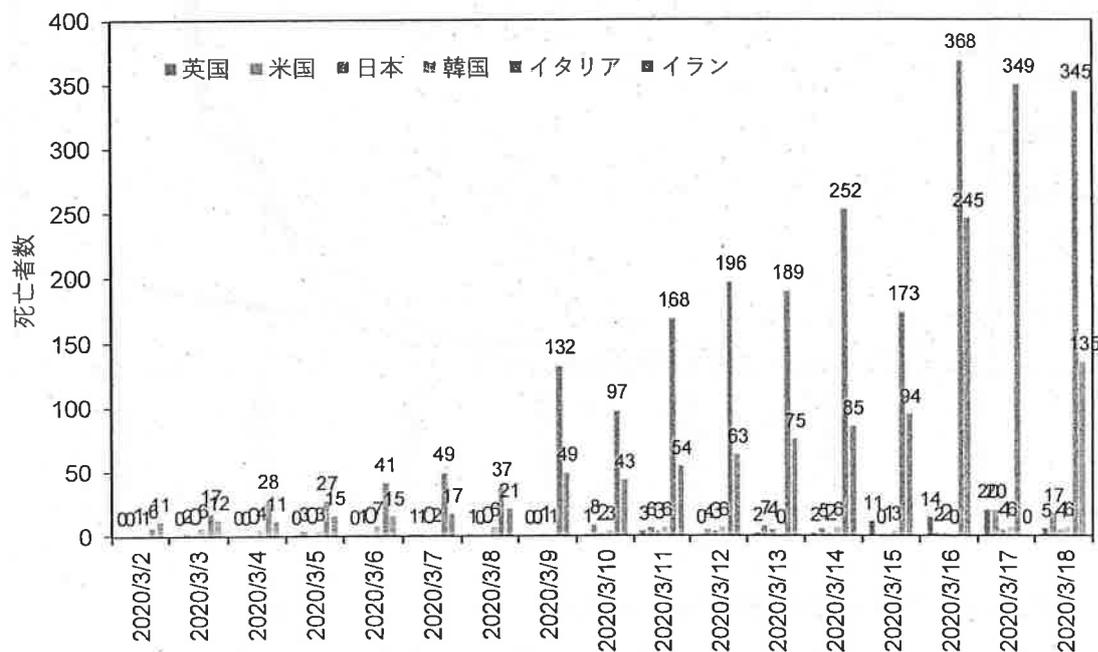
日本国内では、2020年3月18日までに、感染が確認された症状のある人758例のうち、入院治療中の方は579例あり、そのうち、軽症から中等度の方が337名（58.2%）、人工呼吸器を使用または集中治療を受けている人が46名（7.9%）となっています。また、150例（25.9%）は既に軽快し退院しています。

図4に示すように、日本国内では、2020年3月18日までに確認された死亡者数は29名であり、イタリアなどの国と比べて、入院者に占める死亡者数の割合も低く抑えられています。

このことは、限られた医療資源のなかであっても、日本の医師が重症化しそうな患者さんの大半を検出し、適切な治療ができているという、我が国の医療の質の高さを示唆していると考えられます。

しかしながら、既に地域によっては軽症者や回復後の観察期間にある患者等によって指定感染症病床が圧迫されてきていること、死亡者数が増加傾向にある状況も鑑みると、専門家会議としては、欧州で起きているような爆発的な感染拡大の可能性や、それに伴う地域の医療提供体制が受けるであろう影響の深刻さについても、十分考慮しておかなければならないと考えています。

図4. 国別報告日毎の新規死亡者数

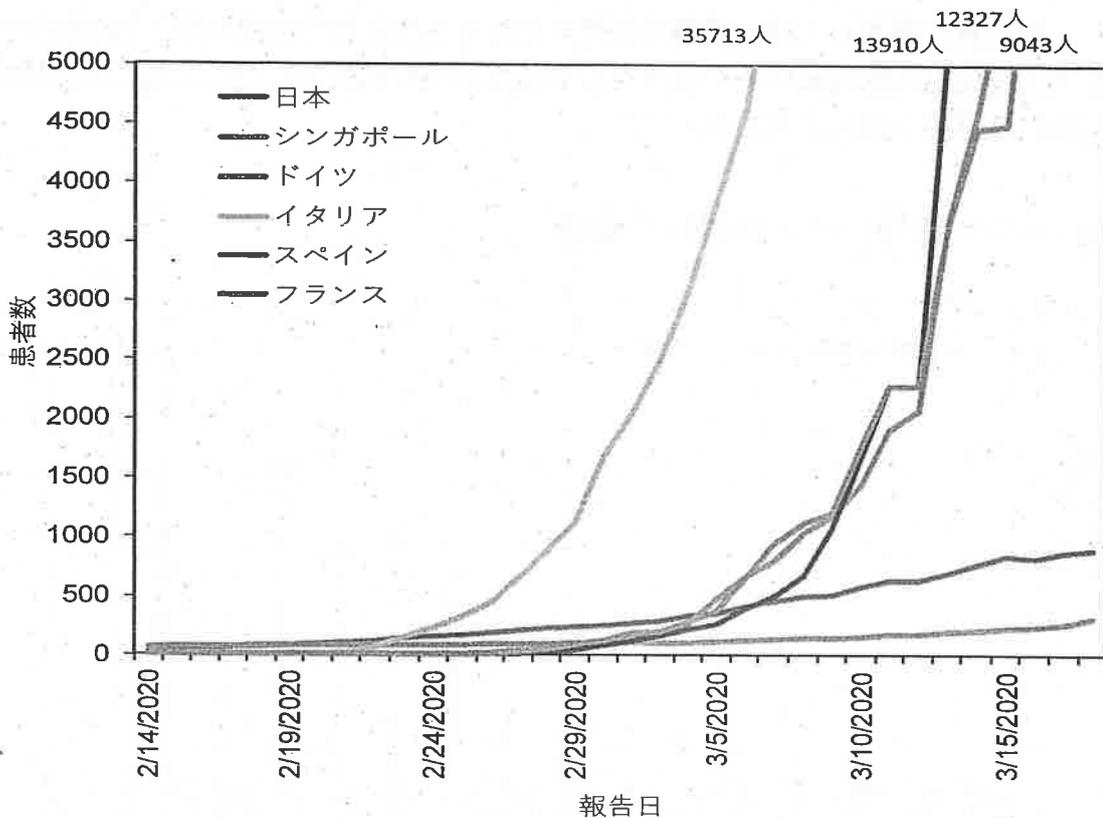


## 5. 今後の見通しについて

今日我々が見ているこの感染症の感染者数のデータは、感染から発病に要する潜伏期間と発病から診断され報告までに要する期間も含めて、その約2週間前の新規感染の状況を捉えたものにすぎません。すなわち、どこかで感染に気付かない人たちによるクラスター（患者集団）が断続的に発生し、その大規模化や連鎖が生じ、オーバーシュート（爆発的患者急増）が始まっていたとしても、事前にはその兆候を察知できず、気付いたときには制御できなくなってしまうというのが、この感染症対策の難しさです。

もしオーバーシュートが起きると、欧州でも見られるように、その地域では医療提供体制が崩壊状態に陥り、この感染症のみならず、通常であれば救済できる生命を救済できなくなるという事態に至りかねません。このため、爆発的患者急増が起きたイタリアやスペイン、フランスといった国々（図5）では、数週間の間、都市を封鎖したり、強制的な外出禁止の措置や生活必需品以外の店舗閉鎖などを行う、いわゆる「ロックダウン」と呼ばれる強硬な措置を採らざるを得なくなる事態となっています。

図5. 国別の累積感染者数の推移



注：報告日付（横軸）別の国別感染者数の推移。イタリア、スペイン、ドイツ、フランスなどで同様の増殖率で指数関数的増殖が見られる（オーバーシュート）。

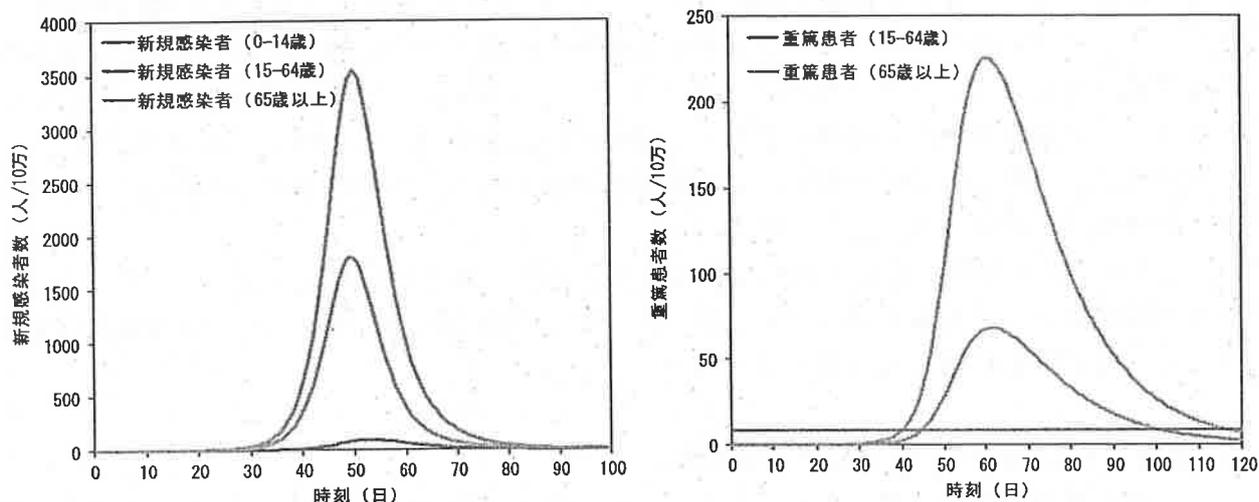
日本のある特定地域（人口 10 万人）に、現在、欧州で起こっているような大規模流行が生じ、さらにロックダウンに類する措置などが講じられなかったと仮定した場合にどのような事態が生じるのでしょうか。北海道大学西浦教授の推計によれば、図 6 のとおり、

基本再生産数（ $R_0$ ：すべての者が感受性を有する集団において 1 人の感染者が生み出した二次感染者数の平均値）が欧州（ドイツ並み）の  $R_0=2.5$  程度であるとすると、症状の出ない人や軽症の人を含めて、流行 50 日目には 1 日の新規感染者数が 5,414 人にのぼり、最終的に人口の 79.9% が感染すると考えられます。また、呼吸管理・全身管理を要する重篤患者数が流行 62 日目には 1,096 人に上り、この結果、地域における現有の人工呼吸器の数を超えてしまうことが想定されるため、広域な連携や受入体制の充実を図るべきです。

ただし、もちろん今回の推計に基づき各地域ごとに人工呼吸器等を整備するべきという趣旨ではなく、今回示した基本再生算数がもたらす大幅な感染の拡大が生じないよう、クラスター対策等強力な公衆衛生学的対策を講じることで、これから各都道府県が整備しようとしている医療提供体制を上回らないようにする必要があります。（各地域で整備すべき医療提供体制についての考え方は 6 で示すとおり）

なお、オーバーシュートが生じる可能性は、人が密集し、都市としての人の出入りが多い大都市圏の方がより高いと考えられます。

図 6. 大規模流行時に想定される 10 万人当たりの新規感染者数（左）と重篤患者数（右）



注：いずれも 10 万人あたりの新規感染者数等。右図の赤実線は日本国内の 10 万人あたりの使用可能な人工呼吸器台数を示す。

このため、有事に備え、十分な医療提供体制が必要になることは当然のこととして、こうした状況を可能な限り回避するための取組がより重要になります。それには、多くの人々の十分な行動変容を通じた協力が不可欠であり、地域クラスター対策の抜本的拡充だけでは全く不十分です。すなわち、もし大多数の国民や事業者の皆様が、人と人との接触をできる限

り絶つ努力、「3つの条件が同時に重なる場」を避けていただく努力を続けていただけない場合には、既に複数の国で報告されているように、感染に気づかない人たちによるクラスター（患者集団）が断続的に発生し、その大規模化や連鎖が生じます。そして、ある日、オーバーシュート（爆発的患者急増）が起こりかねないと考えます。そして、そうした事態が生じた場合には、その時点で取り得る政策的な選択肢は、我が国でも、幾つかの国で実施されているロックダウンに類する措置を講じる以外にほとんどない、ということも、国民の皆様にあらかじめ、ご理解いただいております。

したがって、我々としては、「3つの条件が同時に重なる場」を避けるための取組を、地域特性なども踏まえながら、これまで以上に、より国民の皆様徹底していただくことにより、多くの犠牲の上に成り立つロックダウンのような事後的な劇薬ではない「日本型の感染症対策」を模索していく必要があると考えています。

このため、地域別の予兆を少しでも早く把握しながら、もし、特定地域にオーバーシュートの兆しが見られた場合には、まずは、地域別の対応を徹底していただくとともに、全国的にも、より一層の行動変容が必要であると考えています。特に、これまでの事例を見ると、症状が軽い方が、感染に気がつかないまま、街を出歩いて感染を拡大させている可能性があり、こうした方々を含め、地域の皆さん全員が「3つの条件が同時に重なる場」を避けるなどの行動変容を徹底していただくことが極めて重要です。

また、これまでにわかってきたこととしては、オーバーシュートのリスクを高めるのが、「3つの条件が同時に重なる場」を避けにくい状況が生じやすい、「全国から不特定多数の人々が集まるイベント」であるといえます。イベントそのものがリスクの低い場で行われたとしても、イベントの前後で人々が交流する機会を制限できない場合には、急速な感染拡大のリスクを高めます。また、規模の大きなイベントの場合は、会場に感染者がいた場合に、クラスター（患者集団）の連鎖が発生し、爆発的な感染拡大のリスクを高めます。

現時点では、安全な規模や地域による基準を設けられるような科学的な根拠はなく、これまでの事例から判断するしかない状況です。

「3つの条件が同時に重なる場」を避けるなど適切な対応をとられれば、オーバーシュートを未然に防ぐこともあり得ますが、国内外の現在の感染状況を考えれば、短期的収束は考えにくく長期戦を覚悟する必要があります。

## 6. 地域ごとに準備が必要な医療提供体制について

上記患者数の見通しに基づき、各地域で完全な医療提供体制を構築することは到底不可能です。また、現時点で有効な治療薬、ワクチンは存在せず、人工呼吸器やエクモといった重症患者に有効な医療機器も使用するためには高度に訓練された医師、臨床工学技士、看護師等が多数必要であり、既存の医療従事者で対応可能な数しか増加させることはできません。

そのため、最もこの感染症による死者を減らすために、まずは各地域で初期に考えられる（すでに各地域に示した患者推計モデルに基づいた）感染者数、外来患者数、入院患者数、重篤患者数に応じた医療提供体制が整えられるよう、この感染症を重点的に受け入れる医療機関の設定や、重点医療機関等への医療従事者の派遣、予定手術、予定入院の延期等できう

るかぎりの医療提供体制の整備を各都道府県が実施することが早急に必要と考えます。

また、毎日の陽性患者数のデータ等を通じて、必要に応じ特に重篤患者に係る広域調整を行うため、都道府県を越えた広域調整本部の設置準備等があらかじめ必要と考えられます。

## 7. 地域ごとの対応に関する基本的な考え方

今後、日本のどこかでオーバーシュートが生じた場合には、地域ごとに断続的に発生していくことが想定されます。こうした状況下では、社会・経済機能への影響を最小限としながら、感染拡大防止とクラスター連鎖防止の効果を最大限にしていく観点から、地域の感染状況別にバランスをとって必要な対応を行っていく必要があります。

感染状況が拡大傾向にある地域では、まん延のおそれが高い段階にならないように、まずは、地域における独自のメッセージやアラートの発出や一律自粛の必要性について適切に検討する必要があります。その場合、社会・経済活動への影響も考慮し、導入する具体的な自粛内容、タイミング、導入後の実施期間などを十分に見極め、特に「感染拡大が急速に広まりそうな局面」や「地域」において、その危機を乗り越えられるまでの期間に限って導入することを基本とすべきだと考えます。

感染状況が収束に向かい始めている地域並びに一定程度に収まってきている地域では、後述するように、人の集まるイベントや「3つの条件が同時に重なる場」を徹底的に回避する対策をしたうえで、感染拡大のリスクの低い活動から、徐々に解除することを検討することになると考えます。ただし、一度、収束の傾向が認められたとしても、クラスター（患者集団）発生の早期発見を通じて、感染拡大の兆しが見られた場合には、再び、感染拡大のリスクの低い活動も含めて停止する必要が生じます。

感染状況が確認されていない地域では、学校における様々な活動や、屋外でのスポーツやスポーツ観戦、文化・芸術施設の利用などを、適切にそれらのリスクを判断した上で、感染拡大のリスクの低い活動から実施してください。ただし、急激な感染拡大への備えと、「3つの条件が同時に重なる場」を徹底的に回避する対策は不可欠です。

## 8. 学校等について

政府は、2月27日に、全国の小中高・特別支援学校の一斉臨時休校を要請しました。学校の一斉休校については、3. で触れたように、北海道においては他の取組と相まって全体として一定の効果が現れていると考えますが、学校の一斉休校だけを取り出し「まん延防止」に向けた定量的な効果を測定することは困難です。

また、この感染症は、子どもは重症化する可能性が低いと考えられています。一方では、中国等では重症化した事例も少数例ながら報告されており、更に、一般には重症化しにくい特性から、無症状又は症状の軽い子どもたちが、高齢者等を含む家族内感染を引き起こし、クラスター連鎖のきっかけとなる可能性などを指摘する海外論文なども見られており、現時点では、確たることは言えない状況であると考えています。ただし、上記7. の「感染状況が拡大傾向にある地域」では、一定期間、学校を休校にすることも一つの選択肢と考えられます。

### Ⅲ. 提言等

#### 1. 政府及び地方公共団体への提言

##### (1) クラスター対策の抜本的な強化

現在の実施体制では、クラスターの早期発見・早期対応という戦略を更に継続するのは厳しく、爆発的な感染拡大を伴う大規模流行を回避できなくなる可能性があります。

このため、専門家会議としては、抜本的なクラスター対策の拡充を迅速に実施すべきであると考え、その一刻も早い実現を政府に強く要望します。具体的には、①地域でクラスター（患者集団）対策を指揮する専門家を支援する人材の確保、②地方公共団体間の強力な広域連携の推進を図った上で、③地方公共団体間で保持する感染者情報をそれぞれの地域のリスクアセスメントに活用できるシステムを作ること、④保健所が大規模なクラスター対策に専念できる人員と予算の投入等が挙げられます。

##### (2) 北海道及び各地方公共団体へのお願い

この先、新たな感染者やクラスターの発生もあり得ますので、引き続き注意深く警戒を続けながら、今後は、適宜、必要に応じて、今回と同様の対応を講じることも視野に入れておく必要があります。一方で、この北海道の経験は、他の地域においても、政府との緊密な情報連携により、地方公共団体の首長による独自のメッセージやアラートの発出等が、地域住民の行動変容につながり、一定の効果を上げる可能性を示唆していると考えます。感染状況が拡大傾向にある地方公共団体におかれましては、まん延のおそれが高くなるように、厚生労働省からもたらされた情報等を基に、まずは、地域住民の行動変容につなげるための自発的な取組の実施も考慮していただきたいと考えます。

##### (3) 「3つの条件が同時に重なった場」を避ける取組の必要性に関する周知啓発の徹底

まん延の防止に当たっては、国民の行動変容を一層徹底していく必要があります。このため、専門家会議としては、国に対しては、3つの条件が同時に重なった場を避けることの必要性についての周知広報の充実を求めます。

##### (4) 重症者を優先する医療体制の構築

重症患者に対する診療には、特別な知識や環境、医療機器を要するため、診療できる人員と資源を継続的に確保することが重要な課題です。そのため、一般医療機関のうちどの機関が感染者の受入れをするか、あらかじめ決めておく必要があります。その上で、関係医療機関の連携・協力の下、受入病床数を増やすだけでなく、一般医療機関の医療従事者にも新型コロナウイルス感染症の診療に参加していただく支援が不可欠です。

そこで、専門家会議としては、重症者を優先する医療体制へ迅速に移行するため、地域の感染拡大の状況に応じて、受診、入院、退院の方針を以下のように変更する検

討を進めるべきだと判断します。

- 重症化リスクの高い人（強いだるさ、息苦しさなどを訴える人）又は高齢者、基礎疾患のある人については、早めに受診していただく
- 入院治療が必要ない軽症者や無症状の陽性者は、自宅療養とする※。ただし、電話による健康状態の把握は継続する
- 入院の対象を、新型コロナウイルス感染症に関連して持続的に酸素投与が必要な肺炎を有する患者、入院治療が必要な合併症を有する患者その他継続的な入院治療を必要とする患者とする
- 症状が回復してきたら退院及び自宅待機にて安静とし、電話による健康状態の把握は継続する
- また、症状が軽い陽性者等が、高齢者や基礎疾患がある人と同居していて家族内感染のおそれが高い場合は、接触の機会を減らすための方策を検討する。具体的には、症状が軽い陽性者等が宿泊施設等での療養を行うことや、同居家族が受診した上で一時的に別の場所に滞在することなど、家族内感染リスクを下げる取組みを行う

このような基本的考えに立って、地域の実情に応じた、重症度などによる医療機関の役割分担をあらかじめ決めておくことが重要です。

※ 現在は、まん延防止の観点から、入院治療の必要のない軽症者も含めて、感染症法の規定に基づく措置入院の対象としています。

#### (5) 学校等について

春休み明け以降の学校に当たっては、多くの子どもたちや教職員が、日常的に長時間集まることによる感染リスク等に備えていくことが重要です。この観点から、まずは、地域ごとのまん延の状況を踏まえていくことが重要です。さらに、今後、どこかの地域でオーバーシュートが生じた場合には、Ⅱ. 7の地域ごとの対応に関する基本的な考え方を十分踏まえていただくことが必要です。

また、日々の学校現場における「3つの条件が同時に重なる場」を避けるため、①換気の悪い密閉空間にしないための換気の徹底、②多くの人が手の届く距離に集まらないための配慮、③近距離での会話や大声での発声をできるだけ控えるなど、保健管理や環境衛生を良好に保つような取組を進めていくことが重要です。

併せて、咳エチケットや手洗いなどの基本的な感染症対策の徹底にもご留意ください。

児童生徒や学校の教職員については、学校現場で感染リスクに備えるとともに、学校外での生活で感染症の予防に努めていくことが重要です。日頃から、集団感染しやすい場所や場面を避けるという行動によって急速な感染拡大を防げる可能性が高まります。例えば、できるだけ換気を行って密閉空間を作らないようにしたり、咳エチケットや手洗いなどの基本的な感染症対策を徹底したり、バランスのとれた食事、適度な運動、休養、睡眠などで抵抗力を高めていくことにも心がけてくださるようお願いいたします。

教職員本人やその家族等が罹患した場合並びに本人に発熱等の風邪症状が見られる場合には、学校へ出勤させないよう徹底してください。また、児童生徒にも、同様の取組の徹底を図るようにしてください。

また、大学等におかれては学生等に対して、本提言に記載した感染リスクを高める行動を慎むよう、正確な情報提供や周知をお願いいたします。特に春休み期間に、感染症危険情報が高い国・地域に海外旅行や海外留学等で渡航した学生等が帰国する際などには、新たな渡航の慎重な検討や一時帰国を含めた安全確保の対応方策の検討に加え、帰国して2週間は体調管理を行い、体調に変化があった場合には、受診の目安を参考に適切な対応を取るよう、学生等への情報提供や周知をお願いいたします。

## 2. 市民と事業者の皆様へ

### (1) 3つの条件が同時に重なった場における活動の自粛のお願い

これまでに明らかになったデータから、集団感染が確認された場に共通するのは、①換気の悪い密閉空間であった、②多くの人が密集していた、③近距離（互いに手を伸ばしたら届く距離）での会話や発声が行われたという3つの条件が同時に重なった場ということが分かっています。例えば、屋形船、スポーツジム、ライブハウス、展示商談会、懇親会等での発生が疑われるクラスターの発生が報告されています。

皆さんが、「3つの条件が同時に重なった場所」を避けるだけで、多くの人々の重症化を食い止め、命を救えます。

### (2) 感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別について

感染者、濃厚接触者とその家族、この感染症の対策や治療にあたる医療従事者とその家族に対する偏見や差別につながるような行為は、断じて許されません。誰もが感染者、濃厚接触者になりうる状況であることを受け止めてください。

報道関係者におかれましては、個人情報保護と公衆衛生対策の観点から特段の配慮をお願いします。

感染症対策に取り組む医療従事者が、差別等されることのないよう、市民等は高い意識を持つことが求められます。

### (3) 積極的疫学調査へのご協力をお願い

この感染症との闘いは、今後一定期間は続き、国内で急速な感染の拡大を抑制できたとしても、流行地から帰国する邦人や来日する外国人からの感染も増える見込みのため、さらに警戒を強める必要があります。

感染者、濃厚接触者の方々は、保健所による積極的疫学調査にご協力ください。詳しい行動歴を調査することで感染源を突き止め、他の感染者を早期に発見することが感染拡大の防止のために不可欠となります。

また、事業者におかれましては、集団感染が発生した場合には、その情報を公開することにご協力ください。速やかな情報の公開が、感染者の早期発見につながります。

#### (4) 高齢者や持病のある方など重症化リスクの高い皆様へのお願い

新型コロナウイルスの国内ならびに海外での分析によっても高齢であれば比較的健康的であっても感染し、重症化する可能性が高いことがわかっています。また、持病にも様々なものがありますが、できるだけ良好なコントロールをしていただくようにし、また感染リスクを下げようとする行動をお願いします。また通常の予防接種も、感染症の複合にならないために重要です。

これまでは外出機会の多かった方におかれましても、今後は感染リスクを下げるよう注意をお願いします。特に、共有の物品がある場所、不特定多数の人がいる場所などへの訪問は避けてください。なお、外出機会を確保することは日々の健康を維持するためにも重要になります。お一人や限られた人数での散歩などは感染リスクが低い行動です。

#### (5) 高齢者や持病のある方に接する機会のある職業ならびに家庭の方へのお願い

高齢者や持病のある方に接する機会のある、医療、介護、福祉ならびに一般の事業者で働く人は一層の感染対策を行うことが求められます。発熱や感冒症状の確認ならびに、感染リスクの高い場所に行く機会を減らすなどの対応が当分の間求められます。

これまでの国内外の感染例でも、家庭内での感染の拡大はよくみられています。同居の家族、特に、そのご家庭の高齢者を訪問される際には、十分な体調確認を行った上で、高齢者の方と接していただくようにしてください。

#### (6) 若者世代の皆様へのお願い

若者世代は、新型コロナウイルス感染による重症化リスクは高くありません。しかし、無症状又は症状が軽い方が、本人は気づかずに感染を広げてしまう事例が多く見られます。このため、感染の広がりをできるだけ少なくするためには、改めて、3つの条件が同時に重なった場に近づくことを避けていただきますようお願いいたします。特に、オーバーシュート（爆発的患者急増）のリスクを高めるのが、「3つの条件が同時に重なる場」を避けにくい状況が生じやすい、「全国から不特定多数の人々が集まるイベント」であることもわかってきました。イベントそのものがリスクの低い場で行われたとしても、イベントの前後で人々が交流する機会を制限できない場合には、急速な感染拡大のリスクを高めますので、十分に注意して行動してください。

また、ご自身が新型コロナウイルスに罹患した場合やその家族等が罹患した場合並びに発熱等の風邪症状が見られる場合には、ご自身の経過観察をご自宅で継続するとともに外出を避けるように徹底してください。

#### (7) 医療従事者の皆様へのお願い

今後、患者数の漸増やオーバーシュート（爆発的患者急増）が起こると、感染症指定医療機関等だけでは対応が困難となりますので、多くの医療機関（診療を原則行わない

医療機関を除く)が新型コロナウイルス感染症の診療を行うこととなります。その際、地域における医療機関ごとの役割分担(軽症者は在宅療養、重症者は高次医療機関、その他は診療所や一般医療機関で診療するなど)を踏まえ、医療ニーズの低減努力(一般患者の外来受診間隔を開ける、ファクス処方利用、待機入院・手術の延期等)をお願いいたします。また、各医療機関におかれましては、それぞれの診療継続計画に基づき、医療従事者の適切な配置等をご検討ください。医療につきましては、新型インフルエンザ等及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議「平成25年6月26日(平成30年6月21日一部改訂)新型インフルエンザ等対策ガイドライン」のVI医療体制に関するガイドラインが準用可能ですのでご参照ください。

#### (8) PCR検査について

新型コロナウイルス感染症においては、医師が感染を疑う患者には、PCR検査が実施されることになっています。また、積極的疫学調査において検査の必要性がある濃厚接触者にもPCR検査が実施されます。このように適切な対象者を検査することで、新型コロナウイルスに感染した疑いのある肺炎患者への診断・治療を行っているほか、濃厚接触者の検査により、感染のクラスター連鎖をとめ、感染拡大を防止しています。すでに、検査受け入れ能力は増強されており、今後も現状で必要なPCR検査が速やかに実施されるべきと考えています。今後は、わが国全体の感染状況を把握するための調査も必要です。

なお、PCR検査法は優れた検査ではありますが、万能ではなく感染していても陽性と出ない例もあります。したがって、PCR検査のみならず、臨床症状もあわせて判断する必要があります。また、迅速診断法や血清抗体検査法などの導入により、より迅速で正確な診断が期待されています。

#### (9) 大規模イベント等の取扱いについて

2月26日に政府が要請した、全国的な大規模イベント等の自粛の成果については、その効果だけを取り出した「まん延防止」に対する定量的な効果測定をできる状況にはないと考えていますが、専門家会議としては、以下のような観点から、引き続き、全国的な大規模イベント等については、主催者がリスクを判断して慎重な対応が求められると思います。

全国規模の大規模イベント等については、

- ①多くの人が一堂に会するという集団感染リスクが想定され、この結果、地域の医療提供体制に大きな影響を及ぼしかねないこと(例:海外の宗教行事等)
- ②イベント会場のみならず、その前後などに付随して人の密集が生じること  
(例:札幌雪まつりのような屋外イベントでも、近辺で3つの条件が重なったことに伴う集団感染が生じていること)
- ③全国から人が集まることに伴う各地での拡散リスク、及び、それにより感染者が生じた場合のクラスター対策の困難性

(例：大阪のライブハウス事案（16都道府県に伝播）)

④上記のリスクは屋内・屋外の別、あるいは、人数の規模には必ずしもよらないことなどの観点から、大規模イベント等を通して集団感染が起こると全国的な感染拡大に繋がると懸念されます。

このため、地域における感染者の実情やその必要性等にかんがみて、主催者がどうしても、開催する必要があると判断する際には以下①～③などを十分注意して行っていただきたい。

しかし、そうしたリスクへの対応が整わない場合は、中止又は延期をしていただく必要があると考えています。

また仮にこうした対策を行っていた場合でも、その時点での流行状況に合わせて、急な中止又は延期をしていただく備えも必要です。

- ①人が集まる場の前後も含めた適切な感染予防対策の実施、
- ②密閉空間・密集場所・密接場面などクラスター（集団）感染発生リスクが高い状況の回避、
- ③感染が発生した場合の参加者への確実な連絡と行政機関による調査への協力などへの対応を講ずることが求められます。

(別添「多くの人に参加する場での感染対策のあり方の例」参照)

#### (9) 事業者の皆様へのお願い

以下の事項に留意して、多様な働き方で働く方も含めて、従業員の感染予防に努めてください。

- ・労働者が発熱などの風邪症状が見られる際に、休みやすい環境の整備
- ・テレワークや時差通勤の活用推進
- ・お子さんの学校が学級閉鎖になった際に、保護者である労働者が休みやすいように配慮
- ・感染拡大防止の観点から、イベント開催の必要性を改めて検討
- ・別添「多くの人に参加する場での感染対策のあり方の例」の2) クラスター（集団）感染発生リスクの高い状況の回避のための取組に準じて、従業員の集団感染の予防にも十分留意してください。
- ・海外出張で帰国した場合には、2週間は職員の健康状態を確認し、体調に変化があった場合には、受診の目安を参考に適切な対応を取るよう職員への周知徹底をしてください。

#### IV. 終わりに

この状況分析・提言については、今後、国際的な状況、新規感染者数の動向、国民や行政に知らせるべき新たな重要な知見等が生じた場合に、政府が、「緊急事態宣言」の発動も

含めた必要な対応が迅速かつ果断にとれるよう、適宜、必要に応じて検討を行い、見直しを行うものとします。

別添

【多くの人が参加する場での感染対策のあり方の例】

1) 人が集まる場の前後も含めた適切な感染予防対策の実施

- 参加時に体温の測定ならびに症状の有無を確認し、具合の悪い方は参加を認めない。
- 過去2週間以内に発熱や感冒症状で受診や服薬等をした方は参加しない。
- 感染拡大している地域や国への訪問歴が14日以内にある方は参加しない。
- 体調不良の方が参加しないように、キャンセル代などについて配慮をする。
- 発熱者や具合の悪い方が特定された場合には、接触感染のおそれのある場所や接触した可能性のある者等に対して、適切な感染予防対策を行う。
- 会場に入る際の手洗いの実施ならびに、イベントの途中においても適宜手洗いができるような場の確保。
- 主に参加者の手が触れる場所をアルコールや次亜塩素酸ナトリウムを含有したもので拭き取りを定期的に行う。
- 飛沫感染等を防ぐための徹底した対策を行う（例えば、「手が届く範囲以上の距離を保つ」、「声を出す機会を最小限にする」、「咳エチケットに準じて声を出す機会が多い場面はマスクを着用させる」など）

2) クラスタ（集団）感染発生リスクの高い状況の回避

- 換気の悪い密閉空間にしないよう、換気設備の適切な運転・点検を実施する。定期的に外気を取り入れる換気を実施する。
- 人を密集させない環境を整備。会場に入る定員をいつもより少なく定め、入退場に時間差を設けるなど動線を工夫する。
- 大きな発声をさせない環境づくり（声援などは控える）
- 共有物の適正な管理又は消毒の徹底等

3) 感染が発生した場合の参加者への確実な連絡と行政機関による調査への協力

- 人が集まる場に参加した者の中に感染者がでた場合には、その他の参加者に対して連絡をとり、症状の確認、場合によっては保健所などの公的機関に連絡がとれる体制を確保する。
- 参加した個人は、保健所などの聞き取りに協力する、また濃厚接触者となった場合には、接触してから2週間を目安に自宅待機の要請が行われる可能性がある。

4) その他

- 食事の提供は、大皿などでの取り分けは避け、パッケージされた軽食を個別に提供する等の工夫をする。
- 終了後の懇親会は、開催しない・させないようにする。

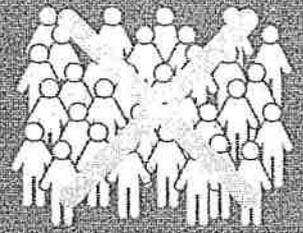
※ 上記は例であり、様々な工夫が考えられる。



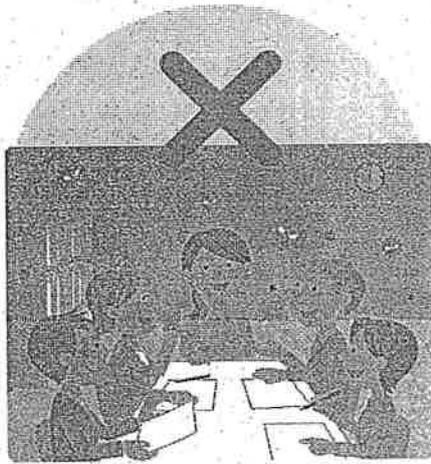
新型コロナウイルスの集団発生防止にご協力をお願いいたします



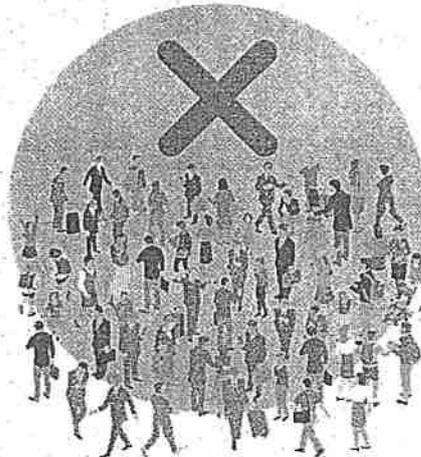
を避けて  
外出しましょう!



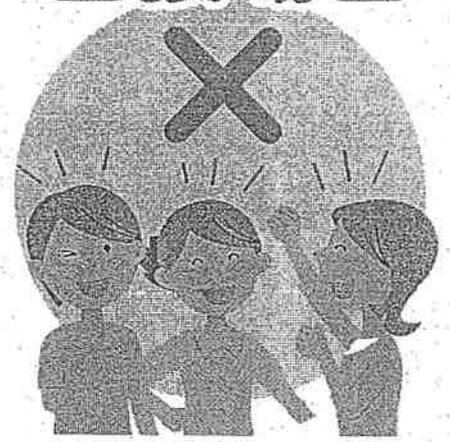
①換気の悪い  
密閉空間



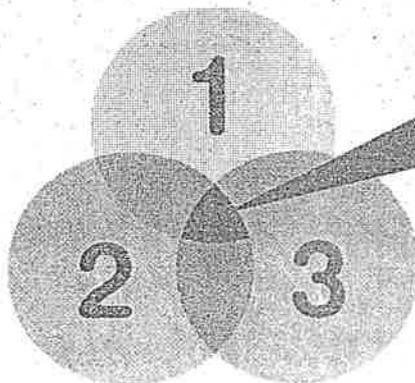
②多数が集まる  
密集場所



③間近で会話や  
発声をする  
密接場面



新型コロナウイルスへの対策として、クラスター(集団)の発生を防止することが重要です。  
イベントや集会で3つの「密」が重ならないよう工夫しましょう。



3つの条件がそろう場所が  
クラスター(集団)発生の  
リスクが高い!

※3つの条件のほか、共同で使う物品には  
消毒などを行ってください。





## 新型コロナウイルス感染症に関する当面の対応方針について

令和 2 (2020) 年 3 月 20 日 : 栃木県

### 1 イベントの開催基準の改定

国の専門家会議の提言等を踏まえ、令和 2 (2020) 年 3 月 21 日以降の本県におけるイベントの開催基準を改定【別紙 1】

### 2 県民利用施設の対応

国の専門家会議の提言等を踏まえ、令和 2 (2020) 年 3 月 25 日以降の県民利用施設の対応を決定【別紙 2】

### 3 補正予算の編成

3 月 10 日の国の新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策 (第 2 弾)【別紙 3】に呼応し、令和元年度・令和 2 年度補正予算を年度内に編成

#### 【項 目】

- 検査・医療提供体制の強化
- 感染拡大防止・子どもの居場所確保対策
- 事業活動の縮小や雇用への対応

### 4 その他の取組

- ・新型コロナウイルス感染症対策専用の受発注相談窓口の設置 (県産業振興センター内)
- ・県民一家族一旅行 (とちぎを旅して、とちぎに泊まろう) の推進
- ・本県への修学旅行の継続要請 (他県の市区町村教育委員会等訪問)
- ・とちぎ地産地消元気アップ運動による関係団体と一体となった県産農畜産物の消費拡大 P R【別紙 4】 など

1.1 第 1 章の概要

1.1.1 第 1 章の目的

1.2 第 2 章の概要

1.2.1 第 2 章の目的

1.2.2 第 2 章の構成

1.3 第 3 章の概要

1.3.1 第 3 章の目的

1.3.2 第 3 章の構成

1.4 第 4 章の概要

1.4.1 第 4 章の目的

1.4.2 第 4 章の構成

1.5 第 5 章の概要

1.5.1 第 5 章の目的

1.5.2 第 5 章の構成

1.5.3 第 5 章の構成

1.6 第 6 章の概要

1.6.1 第 6 章の目的

1.7 第 7 章の概要

1.7.1 第 7 章の目的

1.7.2 第 7 章の構成

1.7.3 第 7 章の構成

1.7.4 第 7 章の構成

## 新型コロナウイルス感染症に係る県主催のイベントの開催基準（案）

令和2(2020)年3月20日

栃木県新型コロナウイルス感染症対策本部

本県における新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況等を踏まえ、令和2年3月21日以降に県が主催するイベントの開催基準を、以下のとおり定める。

なお、新型コロナウイルス感染症の今後の感染の広がりや重症度を見ながら、適宜見直すこととする。

## 1 開催基準

イベントの実施の可否については、一律に中止や延期を求めるものではないが、屋内及び屋外ともに、以下に掲げる項目について感染リスクの評価を行い、判断する。

実施する場合には、下記2の感染防止対策を十分に講じることを条件とし、それが実施できないと判断される場合には、延期又は中止を検討する。

- ① 開催規模（参加人数、参集する範囲）
- ② 開催場所（換気の状態）
- ③ 開催期間・時間（同一空間での滞在時間）
- ④ 参加者同士の距離（近距離又は対面）
- ⑤ 参加者の特性（高齢者や基礎疾患を有する者）
- ⑥ 不特定多数か否か

## 2 イベントを開催する場合の感染防止対策

イベントを開催する場合は、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議がとりまとめた「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（2020年3月19日）の別添「多くの人が参加する場での感染対策のあり方の例」に基づいた感染防止対策を講じることとする。

特に、別添2の「クラスター（集団）感染発生リスクの高い状況の回避」に掲げられた対策の徹底を図るものとする。

## 3 その他

- (1) 県が後援するイベント等についても、本基準の遵守を依頼する。
- (2) 市町、関係団体、民間等が実施するイベント等については、本基準を参考とするよう周知する。

## 別添

### 【多くの人が参加する場での感染対策のあり方の例】

- 1) 人が集まる場の前後も含めた適切な感染予防対策の実施
  - 参加時に体温の測定ならびに症状の有無を確認し、具合の悪い方は参加を認めない。
  - 過去2週間以内に発熱や感冒症状で受診や服薬等をした方は参加しない。
  - 感染拡大している地域や国への訪問歴が14日以内にある方は参加しない。
  - 体調不良の方が参加しないように、キャンセル代などについて配慮をする。
  - 発熱者や具合の悪い方が特定された場合には、接触感染のおそれのある場所や接触した可能性のある者等に対して、適切な感染予防対策を行う。
  - 会場に入る際の手洗いの実施ならびに、イベントの途中においても適宜手洗いができるような場の確保。
  - 主に参加者の手が触れる場所をアルコールや次亜塩素酸ナトリウムを含有したもので拭き取りを定期的に行う。
  - 飛沫感染を防ぐための徹底した対策を行う（例えば、「手が届く範囲以上の距離を保つ」、「声を出す機会を最小限にする」、「咳エチケットに準じて声を出す機会が多い場合はマスクを着用させる」など）
- 2) クラスター（集団）感染発生リスクの高い状況の回避
  - 換気の悪い密閉空間にしないよう、換気設備の適切な運転・点検を実施する。定期的に外気を取り入れる換気を実施する。
  - 人を密集させない環境を整備。会場に入る定員をいつもより少なく定め、入退場に時間差を設けるなど動線を工夫する。
  - 大きな発声をさせない環境づくり（声援などは控える）
  - 共有物の適正な管理又は消毒の徹底等
- 3) 感染が発生した場合の参加者への確実な連絡と行政機関による調査への協力
  - 人が集まる場に参加した者の中に感染者がでた場合には、その他の参加者に対して連絡を取り、症状の確認、場合によっては保健所などの公的機関に連絡が必要とれる体制を確保する。
  - 参加した個人は、保健所などの聞き取りに協力する、また濃厚接触者となった場合には、接触してから2週間を目安に自宅待機の要請が行われる可能性がある。
- 4) その他
  - 食事の提供は、大皿などでの取り分けは避け、パッケージされた軽食を個別に提供する等の工夫をする。
  - 終了後の懇親会は、開催しない・させないようにする。

※上記は例であり、様々な工夫が考えられる。

(新)

新型コロナウイルス感染症に係る県主催のイベントの開催基準(案)

令和2(2020)年3月20日  
栃木県新型コロナウイルス感染症対策本部  
本県における新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況等を踏まえ、令和2年3月21日以降に県が主催するイベントの開催基準を、以下のとおり定める。  
なお、新型コロナウイルス感染症の今後の感染の広がりと重症化を見ながら、適宜見直すこととする。

1 開催基準

イベントの実施の可否については、一律に中止や延期を求めるとはしないが、屋内及び屋外とも、以下に掲げる項目について感染リスクの評価を行い、判断する。

実施する場合には、下記2の感染防止対策を十分に講じることが条件とし、それが実施できないと判断される場合には、延期又は中止を検討する。

- ① 開催規模(参加人数、参加する範囲)
- ② 開催場所(換気の状態)
- ③ 開催期間・時間(同一空間での滞在時間)
- ④ 参加者同士の距離(近距離又は対面)
- ⑤ 参加者の特性(高齢者や基礎疾患を有する者)
- ⑥ 不特定多数か否か

2 イベントを開催する場合の感染防止対策

イベントを開催する場合は、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議がとりまとめた「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」(2020年3月19日)の別添「多くの人が参加する場での感染対策のあり方の例」に基づいた感染防止対策を講じることとする。

特に、別添2の「クラスター(集団)感染発生リスクの高い状況の回避」に掲げられた対策の徹底を図るものとする。

3 その他

- (1) 県が後援するイベント等についても、本基準の遵守を依頼する。
- (2) 市町、関係団体、民間等が実施するイベント等については、本基準を参考とするよう周知する。

(旧)

新型コロナウイルス感染症に係る県主催のイベントの開催基準

令和2(2020)年2月26日  
栃木県新型コロナウイルス感染症対策本部  
新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の重要な局面にあることに鑑み、今年度末までに県が主催するイベントの開催基準を、以下のとおり定める。  
なお、新型コロナウイルス感染症の今後の感染の広がりと重症化を見ながら、適宜見直すこととする。

1 開催基準

(1) 屋内イベントのうち、不特定の方が集まるもの又は食事を提供するものは、原則として、延期又は中止する。

ただし、この期間に実施する必要があり、実施日の変更が困難なものについては、感染防止対策を十分に講じた上で実施する。

(2) 屋外イベントのうち、食事を提供するものは、原則として、延期又は中止する。

(3) 上記(1)又は(2)に該当しない屋内又は屋外イベントについては、以下に掲げる項目について感染リスクの評価を行い、判断する。

実施する場合には、感染防止対策を十分に講じることが条件とし、それが実施できないと判断される場合には、延期又は中止する。

- ア 開催規模(参加人数)
- イ 開催場所(換気の状態)
- ウ 開催期間・時間(同一空間での滞在時間)
- エ 参加者同士の距離(近距離又は対面)
- オ 参加者の特性(高齢者や基礎疾患を有する者)
- カ 不特定多数か否か

2 イベントを開催する場合の感染防止対策

イベントを開催する場合は、以下の感染防止対策を講じることとする。

- (1) 発熱や咳等の風邪症状がある人に参加を控えるよう要請
- (2) 高齢者や基礎疾患のある者等、感染リスクの高い者に参加を控えるよう要請
- (3) こまめな手洗いや咳エチケットなどの周知
- (4) アルコール消毒液を会場入口等に設置
- (5) 屋内イベントでの定期的な換気
- (6) 相互接触の機会を減らす、対面での会話機会を極力減らすなどの実施内容の変更

3 その他

- (1) 県が後援するイベント等についても、本基準の遵守を依頼する。
- (2) 市町、関係団体、民間等が実施するイベント等については、本基準を参考とするよう周知する。



## 県民利用施設の対応

令和 2 (2020) 年 3 月 20 日 栃木県

## 共通事項

- 県管理施設の場合（指定管理者による管理を含む）  
十分な換気、来館者が密集しないような誘導等、3/19の国の専門家会議の提言に基づく感染防止対策を講ずる。
- 貸館による施設利用の場合  
・利用者に対し、3/19の国の専門家会議の提言に基づく感染防止対策の実施を要請する。  
・利用については、原則として利用者の判断とする。
- 新型コロナウイルス感染症の今後の感染の広がりや重症度を見ながら、適宜見直すこととする。

凡例： 3/25～変更あり（25施設）

4/1～ 変更あり（8施設）

No.	部局	施設名	通常の開館時間等	休館・利用制限等		各施設の間合せ先
				対応状況（～3/24）	今後の対応	
1	県民	県立美術館	火曜日～日曜日 9:30～17:00	休館（3/6～3/24）	3/25～ 開館 （3/30～4/17：展示入替のため休館）	美術館 総務課 028-621-3566 県民文化課文化振興担当 028-623-2153
2	県民	県立博物館	火曜日～日曜日 9:30～17:00	休館（3/6～3/24）	3/25～ 開館	博物館 総務課 028-634-1311 県民文化課文化振興担当 028-623-2153
3	県民	県総合文化センター	月曜日～日曜日 ○ホール・会議室等 9:00～22:00 ○ギャラリー 9:00～19:00	・3/6～3/24の新規予約は停止 ・予約済のものは延期・中止の検討を要請、変更等が困難な場合は十分な感染防止対策を要請	3/25～ 予約再開	栃木県総合文化センター利用サービス課 028-643-1000 県民文化課文化振興担当 028-623-2153
4	県民	とちぎボランティアNPOセンター	平日 9:30～18:00 土日 9:30～17:00 月曜休館	・3/6～3/24の新規予約は停止 ・予約済のものは延期・中止の検討を要請、変更等が困難な場合は十分な感染防止対策を要請	3/25～ 予約再開	とちぎボランティアNPOセンター 028-623-3455 県民文化課県民協働推進室 028-623-3422
5	県民	栃木県庁舎・公館（県庁団体見学）	月～金曜日（休日、年末年始を除く） 9:00～12:00、13:00～16:00	3/6～3/24の団体見学中止	3/25～ 見学再開	広報課県民プラザ室 028-623-3766
6	県民	とちぎ青少年センター	9:00～22:00（宿泊室除く） 年中無休	・高校生以下の利用原則禁止 ・有料施設以外の一般利用原則禁止 ・3/6～3/24の新規予約は停止 ・予約済のものは延期・中止の検討を要請、変更等が困難な場合は十分な感染防止対策を要請	3/25～ 有料施設の予約再開 有料施設以外の一般利用原則禁止	とちぎ青少年センター 028-624-2203 人権・青少年男女参画課 青少年育成担当 028-623-3075
7	県民	とちぎ男女共同参画センター	火～土 9:00～21:00 日 9:00～17:00 月 休館日	・高校生以下の利用原則禁止 ・有料施設以外の一般利用原則禁止 ・3/6～3/24の新規予約は停止 ・予約済のものは延期・中止の検討を要請、変更等が困難な場合は十分な感染防止対策を要請	3/25～ 有料施設の予約再開 有料施設以外の一般利用原則禁止	とちぎ男女共同参画センター（パーティ） 028-665-7700 人権・青少年男女参画課 男女共同参画担当 028-623-3074

No.	部局	施設名	通常の開館時間等	休館・利用制限等		各施設の問合せ先
				対応状況(～3/24)	今後の対応	
8	県民	栃木県防災館	9:30～16:30 毎週月曜日休館	休館(3/6～3/24)	3/25～開館	栃木県防災館 028-674-4843 (北関東総合警備保障株 指管理理者) 028-639-0436)  消防防災課地域防災担当 028-623-2127
9	環森	日光自然博物館	10:00～16:00 月曜日休館	休館(3/6～3/31)	4/1～開館	日光自然博物館 0288-55-0880  自然環境課 028-623-3205
10	環森	中禅寺湖畔国際避暑地記念施設	英国大使館別荘記念公園 イタリア大使館別荘記念公園 中禅寺湖畔ポートハウス 9:00～17:00 12月～3月休館	冬季休館	4/1～開館	日光自然博物館 0288-55-0880  自然環境課 028-623-3205
11	環森	県民の森	森林展示館等 9:00～16:00 水曜日休館 (キャンプ場営業期間: 4月末～9月末)	休館(3/6～3/31) 森林展示館 マロニエ昆虫館	4/1～開館 森林展示館 マロニエ昆虫館	県民の森管理事務所 0287-43-0479  自然環境課 028-623-3205
12	環森	塩原温泉ビジターセンター	9:00～16:30 火曜日休館	休館(3/6～3/31)	4/1～開館	塩原温泉ビジターセンター 0287-32-3050  自然環境課 028-623-3205
13	保福	子ども総合科学館	9:30～16:30 月曜日休館	3/6～3/24 本館(展示及びプラネタリウム)、乗り物広場を臨時休館 ただし、駐車場、催し広場、遊びの広場、冒険広場は利用可能  3/9(月)、16(月)、23(月)は屋外も含め休館	3/25～開館 ・プラネタリウム、遊びの世界(ボールプール等)、一部展示は休止	子ども総合科学館 028-659-5555  こども政策課子育て環境づくり推進担当 028-623-3068
14	保福	とちぎ福祉プラザ	【本館】 午前9時～午後9時 (休日:毎月第1日曜日、平日にあたる国民の祝日)  【障害者スポーツセンター】 午前9時～午後9時 (休日:毎週月曜日)	【本館】 ・3/6～3/31の新規予約は停止 ・予約済のものは延期・中止の検討を要請、変更等が困難な場合は十分な感染防止対策を要請  【障害者スポーツセンター】 休館(3/6～3/31)	【本館】 4/1～通常通り開館  【障害者スポーツセンター】 4/1～開館	(福)栃木県社会福祉協議会 とちぎ福祉プラザ管理課 028-621-2940  保健福祉課地域福祉担当 028-623-3047

No.	部局	施設名	通常の閉館時間等	休館・利用制限等		各施設の間合せ先
				対応状況(～3/24)	今後の対応	
15	保福	とちぎ健康づくりセンター	<p>【トレーニング室等】 火～土曜日 9時30分～21時 日・祝日 9時30分～17時</p> <p>【貸し館】 火～土曜日 8時30分～21時 月・日・祝・第4火曜日 8時30分～17時</p>	<p>トレーニング室、プール及びリラクゼーションルームの利用並びに集団指導の実施について、3/6～3/31まで休止</p> <p>・3/6～3/31の新規予約は停止 ・予約済のものは延期・中止の検討を要請、変更等が困難な場合は十分な感染防止対策を要請</p>	<p>4/1～ 貸館再開(エアロビクススタジオを除く)</p> <p>4/7～ トレーニング室、プール、ランニングデッキ及び集団指導再開(リラクゼーションルーム・サウナを除く)</p>	<p>(福)とちぎ健康福祉協会 健康の森管理課 028-623-5858</p> <p>保健福祉課地域保健担当 028-623-3103</p>
16	保福	栃木県シルバー大学校(中央校、南校、北校) ※とちぎ生きがいきづくりセンター内	火曜日～金曜日 10時～15時	とちぎ生きがいきづくりセンター 休館(3/6～3/31)	<p>4/1～ 貸館再開 4/1～ テニスコート再開</p> <p>・シルバー大学校授業再開日 中央校4/8・南校4/9・北校4/14</p>	<p>(福)とちぎ健康福祉協会 事業部事業企画課 028-650-3366 健康の森管理課 028-623-5858</p> <p>高齢対策課生きがいきづくり担当 028-623-3048</p>
17	産労	産業技術センター 多目的ホール・多目的ルーム	開館時間：9時～17時 開館日：休館日を除く毎日(休館日：土日祝日、12/29～1/3)	<p>・3/6～3/24の新規予約は停止 ・予約済のものは延期・中止の検討を要請、変更等が困難な場合は十分な感染防止対策を要請</p>	3/25～ 新規予約を再開	<p>・多目的ホール 産業技術センター 028-670-3395</p> <p>・多目的ルーム 県南技術支援センター 0283-22-0733 産業技術支援センター 0285-72-5221</p>
18	産労	栃木県立宇都宮産業展示館(マロニエプラザ)	開館時間：9時～21時 開館日：休館日を除く毎日(休館日12/29～1/3)	<p>・3/6～3/24の新規予約は停止 ・予約済のものは延期・中止の検討を要請、変更等が困難な場合は十分な感染防止対策を要請</p>	3/25～ 新規予約を再開	<p>マロニエプラザ事務局 028-664-2266</p> <p>観光交流課観光地づくり担当 028-623-3210</p>
19	農政	なかがわ水遊園	9:30～16:30 月曜、第4木曜定休	<p>・おもしろ魚館(水族館) 休館(3/6～3/24)</p> <p>・屋外公園部分(芝生広場、アスレック他)は営業</p>	3/25～ 通常営業	<p>なかがわ水遊園 0287-98-3055</p> <p>農村振興課水産資源担当 028-623-2351</p>
20	農政	とちぎ花センター	9:00～17:00 月曜定休 ※3～5月は無休	<p>・大温室、体験温室 休館(3/6～3/24)</p> <p>・屋外公園エリア、ホール棟(エントランス、トイレ、カフェ(土日祝のみ))、花販売所は営業</p>	<p>3/25～ 通常営業 ・体験講座等における対人距離の確保等、適切な対策を講じる</p>	<p>とちぎ花センター 0282-55-5775</p> <p>生産振興課果樹花き担当 028-623-2329</p>

No.	部局	施設名	通常の開館時間等	休館・利用制限等		各施設の間合せ先
				対応状況(～3/24)	今後の対応	
21	県土	総合運動公園	8:30-17:30	陸上競技場屋内諸室、本球場屋内諸室、サッカー・ラグビー場クラブハウス、武道館、相撲場、トレーニングセンターのみ利用中止(3/6～3/24)	陸上競技場屋内諸室、本球場屋内諸室、サッカー・ラグビー場クラブハウス、武道館、相撲場、トレーニングセンターのみ利用中止(3/6～3/31)	総合運動公園管理事務所 028-659-1201  都市整備課公園緑地担当 028-623-2474
22	県土	井頭公園	8:30-18:30	緑の相談所、プールセンター、鳥見亭、花ちょう遊館のみ利用中止(3/6～3/24)	緑の相談所、プールセンター、鳥見亭、花ちょう遊館のみ利用中止(3/6～3/31)	井頭公園管理事務所 0285-83-3121  都市整備課公園緑地担当 028-623-2474
23	県土	鬼怒グリーンパーク	8:30-17:30	シャワー設備のみ利用中止(3/6～3/24)	シャワー設備のみ利用中止(3/6～3/31)	鬼怒グリーンパーク管理事務所 028-675-1909  都市整備課公園緑地担当 028-623-2474
24	県土	中央公園	8:30-18:00	緑の相談所のみ利用中止(3/6～3/24)	緑の相談所のみ利用中止(3/6～3/31)	中央公園管理事務所 028-636-1491  都市整備課公園緑地担当 028-623-2474
25	県土	那須野が原公園	8:30-17:30	緑の相談所、サンサンタワー、屋内休憩室、風車、オートキャンプ場のみ利用中止(3/6～3/24)	緑の相談所、サンサンタワー、屋内休憩室、風車、オートキャンプ場のみ利用中止(3/6～3/31)	那須野が原公園管理事務所 0287-36-1220  都市整備課公園緑地担当 028-623-2474
26	県土	みかも山公園	8:30-18:30	緑の相談所、万葉館、フラワートレインのみ利用中止(3/6～3/24)	・フラワートレインは3/25～利用開始 ・緑の相談所、万葉館のみ利用中止(3/6～3/31)	みかも山公園管理事務所 0282-55-7272  都市整備課公園緑地担当 028-623-2474
27	県土	日光田母沢御用邸記念公園	8:30-16:30	休園(3/6～3/24)	3/25～開園	日光田母沢御用邸記念公園 0288-53-6767  都市整備課公園緑地担当 028-623-2474
28	県土	日光だいや川公園	8:30-17:30	緑の相談所、オートキャンプ場、だいや体験館のみ利用中止(3/6～3/24)	緑の相談所、オートキャンプ場、だいや体験館のみ利用中止(3/6～3/31)	日光だいや川公園 0288-23-0111  都市整備課公園緑地担当 028-623-2474
29	県土	とちぎわんぱく公園	8:30-16:30	こどもの城、体験工房、ゴッコ遊びコーナー、ふしぎの船、カヌーの家、メルヘンハウス、わんぱくトレインのみ利用中止(3/6～3/24)	・わんぱくトレインは3/25～利用開始 ・こどもの城、体験工房、ゴッコ遊びコーナー、ふしぎの船、カヌーの家、メルヘンハウスのみ利用中止(3/6～3/31)	とちぎわんぱく公園 0282-86-5855  都市整備課公園緑地担当 028-623-2474

No.	部局	施設名	通常の開館時間等	休館・利用制限等		各施設の問合せ先
				対応状況（～3/24）	今後の対応	
30	県土	とちぎ明治の森記念館（旧青木家那須別邸）	火曜日～日曜日 冬期（10～3月） 9:00～16:30 夏期（4～9月） 9:00～17:30	臨時休館 （3/6～3/24）	3/25～ 開館	那須塩原市生涯学習課 0287-37-5419  道路保全課 028-623-2425
31	教委	栃木県総合教育センター	・学習情報センター、生涯学習ボランティアセンター 10:00～17:00	一般利用休止 （3/6～3/24）	3/25～ 利用可 ・利用者が集中する場合は利用制限	生涯学習部 TEL028-665-7206  総務課 TEL028-623-3352
			・図書資料室 平日9:00～17:00 土日10:00～17:00			生涯学習部 TEL028-665-7206  総務課 TEL028-623-3352
			・施設貸出（研修室、体育館、等） 平日9:00～21:00 土日9:00～17:00			総務部 TEL028-665-7200  総務課 TEL028-623-3352
32	教委	文書館	平日 9:00～17:00	一般公開中止 （3/6～3/24）	3/25～ 利用可 ・利用者が集中した場合は利用制限	文書館 TEL028-623-3450  総務課 TEL028-623-3352
33	教委	県立図書館	火～日 9:00～19:00 ※土日祝は17:00まで	休館（3/6～3/24）	・3/31までは資料整理期間（3/26～3/31）を含めて休館期間を延長 ・4/1～ 事前予約による資料貸出サービスを実施	県立図書館 TEL028-622-5111  生涯学習課 TEL028-623-3405
34	教委	青少年教育施設（芳賀青年の家）	休所日 ・月曜日（第3除く） ・第3日曜・祝日 ・12/27～1/5	休館（3/6～3/24）	休館（3/6～3/31）	芳賀青年の家 TEL0285-72-2273  生涯学習課 TEL028-623-3405
35	教委	青少年教育施設（太平少年自然の家）	休所日 ・日曜日 ・祝日 ・12/27～1/5	休館（3/6～3/24）	休館（3/6～3/31）	太平少年自然の家 TEL0282-24-8551  生涯学習課 TEL028-623-3405
36	教委	青少年教育施設（なす高原自然の家）	休所日 12/29～1/3	休館（3/6～3/24）	休館（3/6～3/31）	（公財）とちぎ未来づくり財団（指定管理者） TEL0287-76-6240  生涯学習課 TEL028-623-3405
37	教委	青少年教育施設（とちぎ海浜自然の家）	休所日 12/29～1/3	休館（3/6～3/24）	休館（3/6～3/31）	（公財）とちぎ未来づくり財団（指定管理者） TEL0291-37-4004  生涯学習課 TEL028-623-3405

No.	部局	施設名	通常の開館時間等	休館・利用制限等		各施設の問合せ先
				対応状況(～3/24)	今後の対応	
38	教委	県体育館	9:00～21:00	休館(3/6～3/24) 高校生以下利用自粛 (3/2～3/31)	3/25～開館。人が密集しないような利用形態とする。 ・更衣室、シャワー、観客席の利用は禁止 ・3/25～高校生以下利用自粛解除 ・プール館の臨時休館は継続	(公財)栃木県体育協会(指定管理者) TEL028-622-4201 スポーツ振興課 TEL028-623-3414
39	教委	県南体育館	9:00～21:00	休館(3/6～3/24) 高校生以下利用自粛 (3/2～3/31)	県体育館に同じ ・トレーニング室の休止は継続	小山市(指定管理者) TEL0285-21-0021 スポーツ振興課 TEL028-623-3414
40	教委	県北体育館	9:00～21:00	休館(3/6～3/24) 高校生以下利用自粛 (3/2～3/31)	県体育館に同じ ・トレーニング室の休止は継続	大田原市(指定管理者) TEL0287-22-8012 スポーツ振興課 TEL028-623-3414
41	教委	県体育館分館	9:00～21:00	休館(3/6～3/24) 高校生以下利用自粛 (3/2～3/31)	県体育館に同じ	環境整備(株)(指定管理者) TEL028-664-3002 スポーツ振興課 TEL028-623-3414
42	教委	温水プール館	9:00～21:00	休館(3/6～3/24)	臨時休館を継続	小山市(指定管理者) TEL0285-22-4617 スポーツ振興課 TEL028-623-3414
43	教委	アイスアリーナ	5:30～21:00	休館(3/6～3/24)	工事による休館 (3/25～7/31)	(一財)日光市公共施設振興公社(指定管理者) TEL0288-53-5881 スポーツ振興課 TEL028-623-3414
44	教委	グリーンスタジアム	9:00～21:00	・高校生以下利用自粛要請 (3/2～3/31)	3/25～高校生以下利用自粛解除	北関東総合警備保障(株)(指定管理者) TEL028-667-0962 スポーツ振興課 TEL028-623-3414
45	教委	埋蔵文化財センター	9:30～16:30 (土・祝は休館)	一般公開中止 (3/6～3/24)	3/25～利用再開 ・3/31、4/1、4/4は休館	埋蔵文化財センター TEL0285-44-8441 文化財課 TEL028-623-3421

# 新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策 - 第2弾 - (ポイント)

令和2年3月10日  
新型コロナウイルス感染症対策本部

- 国内の感染拡大を防止するとともに、現下の諸課題に適切に対処するため、政府として万全の対応を行う（財政措置約0.4兆円、金融措置総額1.6兆円）。
- 今後とも、感染の状況とともに、地域経済及び世界経済の動向を十分注視し、必要な対策は躊躇なく講じていく。

## (1) 感染拡大防止策と医療提供体制の整備

- ◆ **感染拡大防止策**
  - クワスター対策の専門家を地方公共団体へ派遣
  - 介護施設、障害者施設、保育所等における消毒液購入等の補助
  - ◆ **需給面からの総合的なマスク対策**
    - ネット等での高額転売目的のマスク購入を防ぐため、マスクの転売行為を禁止
    - 布製マスク2,000万枚を国で一括購入し、介護施設等に緊急配布
    - 医療機関向けマスク1,500万枚を国で一括購入し、必要な医療機関に優先配布
    - マスクメーカーに対する更なる増産支援
  - ◆ **PCR検査体制の強化**
    - PCR検査設備の民間等への導入を支援し、検査能力を更に拡大(1日最大7,000件程度)
    - PCR検査を保険適用（公費補助により引き続き自己負担なし）
  - ◆ **医療提供体制の整備と治療薬等の開発加速**
    - 緊急時に5,000超の病床確保と人工呼吸器等の設備整備支援
    - AMED等の活用による治療薬等の開発加速
  - ◆ **症状がある方への対応**
    - 傷病手当金の円滑な支給に向けた取扱いの明確化、周知徹底
  - ◆ **情報発信の充実**
    - 政府広報等の活用等による、わかりやすく積極的な広報（典型的な臨床情報等）
    - 在留外国人、外国人旅行者に対する多言語での適切迅速な情報提供

## (2) 学校の臨時休業に伴って生じる課題への対応

- ◆ **保護者の休暇取得支援等**
  - 正規・非正規を問わない新たな助成制度の創設（10/10、日額上限8,330円）
  - 委託を受けて個人で仕事をする方も支援（一定の要件を満たす方：日額4,100円）
- ◆ **個人向け緊急小口資金等の特例**
  - 緊急小口資金等の特例の創設(緊急小口 10万円→20万円、無利子、償還免除等)
- ◆ **放課後児童クラブ等の体制強化等**
  - 午前中から放課後児童クラブ等を開所する場合等の追加経費を国費(10/10)支援
  - ファミリィ・サポート・センター事業の利用料減免分を国費(10/10)支援
  - 企業主導型ベビースタイル利用支援事業の3月の割引券上限引上げ(月24枚→120枚)
- ◆ **学校給食休止への対応**
  - 臨時休業期間中の学校給食費の保護者への返還要請、国による費用負担支援
  - 給食調理業者、食品納入業者、酪農家等へのきめ細かい各種支援
- ◆ **テレワーク等の推進**

## (3) 事業活動の縮小や雇用への対応

- ◆ **雇用調整助成金の特例措置の拡大**
  - 特例措置の対象を全事業主に拡大、対象の明確化（一斉休業等）、1月週及適用
  - 特別な地域における助成率の上乗せ（中小2/3→4/5、大企業1/2→2/3）等
- ◆ **強力な資金繰り対策** ※緊急対応策関連の金融措置：総額1.6兆円規模
  - ◆ **「新型コロナウイルス感染症特別貸付制度」を創設（5,000億円規模）し、金利引下げ、さらに中小・小規模事業者等に実質的に無利子・無担保の資金繰り支援**
  - ◆ **信用保証協会によるセーフティネット4号(100%)・5号(80%)、危機関連保証(100%)**
  - ◆ **日本政策投資銀行 (DBJ) 及び商工中金による危機対応業務等を実施し、資金繰りや国内サブプライチエーン再編支援 (2,040億円)**
  - ◆ **民間金融機関における新規融資の積極的実施、既往債務の条件変更等を要請**
- ◆ **サブプライチエーン毀損への対応**
  - ◆ **国際協力銀行 (JBIC) の「成長投資ファンド」等の活用(最大5,000億円規模)**
  - ◆ **DBJによる国内サブプライチエーン再編支援(再掲)**
- ◆ **観光業への対応**
  - ◆ **魅力的な観光コンテンツ造成、多言語表示等、観光地の誘客地の多角化等支援**
  - ◆ **事態終息後の官民一体となったキャンペーン等の検討**
- ◆ **生活困窮者自立支援制度の利用促進等による包括的支援の強化**

## (4) 事態の変化に即応した緊急措置等

- ◆ **新たな法整備 (令和2年3月10日閣議決定)**
  - ◆ **新型コロナウイルス感染症に新型インフルエンザ等対策特別措置法を適用**
- ◆ **水際対策における迅速かつ機動的な対応**
  - ◆ **上陸拒否・査証制限措置、検疫強化、感染症危険情報発出等の迅速かつ機動的な対応**
- ◆ **行政手続、公共調達等に係る臨時措置等**
  - ◆ **確定申告期限の延長 (令和2年4月16日まで)、運転免許の更新の臨時措置等**
  - ◆ **公共工事等の柔軟対応 (工期の延長等) や繰越の弾力的対応**
- ◆ **国際連携の強化**
  - ◆ **WHO等による緊急支援への貢献**
  - ◆ **地方公共団体における取組への財政支援**

1. The first part of the document...

2. The second part of the document...

3. The third part of the document...

4. The fourth part of the document...

5. The fifth part of the document...

6. The sixth part of the document...

7. The seventh part of the document...

8. The eighth part of the document...

9. The ninth part of the document...

10. The tenth part of the document...

11. The eleventh part of the document...

12. The twelfth part of the document...

13. The thirteenth part of the document...

14. The fourteenth part of the document...

15. The fifteenth part of the document...

16. The sixteenth part of the document...

17. The seventeenth part of the document...

18. The eighteenth part of the document...

19. The nineteenth part of the document...

20. The twentieth part of the document...

## 「コロナに負けるな！！とちぎの地産地消元気アップ運動」の実施について

令和2(2020)年3月20日 農政部

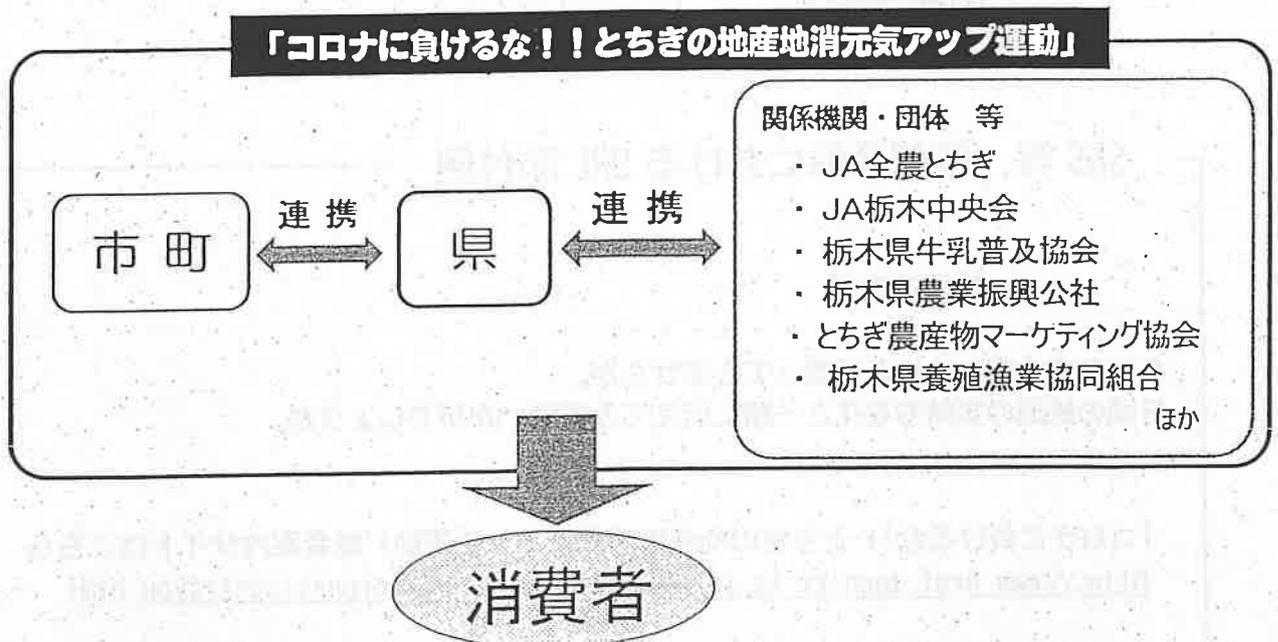
## 1. 趣旨

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、イベントの中止や自粛ムードが広がり、家庭で過ごす時間が多くなる一方、花きや牛肉などの農畜産物の消費が減少している。

そこで、県民に改めて栃木県産農畜産物の魅力を知ってもらい、牛肉や野菜等を食し、生活の中で花を飾ってもらうなど、県民の県産農畜産物の消費拡大を図るため、関係団体と一体となってPR活動を展開する。

## 2. 全体の取組

関係団体と一体となり、地産地消に関する情報を消費者に向け発信する。



## 3. 具体的な取組

## (1) 県

- ・ 関係機関に通知を発出し、それぞれができる対策の実施を呼びかけ
- ・ 県HP内に核となる「地産地消総合案内サイト」を作成
- ・ 機運の醸成を図るため、他機関のHPやSNS等と相互にリンク
- ・ 既存のHPやブログ、SNSによるレシピ、食材、直売所等の紹介

## (2) 団体

- ・ 各団体が管理するHPやブログ、SNS等で地産地消に関する記事を掲載
- ・ 各掲載記事に、核となる県HPへのリンクを掲載 (HPアドレスは別紙)
- ・ 新聞などに、消費拡大のための広告を掲出

## \* 留意事項

- ・ HPやブログ等の情報量を期間限定で集中的に増やす
- ・ 情報を拡散しやすくするため、SNSの投稿数を増やし、ハッシュタグをつける

例) 統一タグ

【#とちぎ #地産地消 #元気アップ #コロナに負けるな など】

「コロナに負けるな!! とちぎの地産地消元気アップ運動」総合案内サイトの URL

<http://www.pref.tochigi.lg.jp/g01/shokuiku/kyara/coronatisantisyoun.html>

総合案内サイトの QR コード



### SNS 等、情報発信における URL 添付例

(投稿本文例)

.....  
あなたの大事な人に花を贈ってみませんか。  
日頃の感謝の気持ちを花と一緒に伝えてみてはいかがでしょうか。

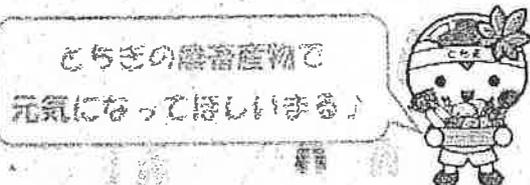
「コロナに負けるな!! とちぎの地産地消元気アップ運動」総合案内サイトはこちら  
<http://www.pref.tochigi.lg.jp/g01/shokuiku/kyara/coronatisantisyoun.html>

#とちぎ #地産地消 #元気アップ #コロナに負けるな

## コロナに負けるな!! とちぎの地産地消元気アップ運動

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、家で過ごすことが多くなり、不自由な生活が続いています。

そこで、皆さんに改めて栃木県産農畜産物の魅力を知ってもらい、牛肉や野菜を味わってもらったり、花を飾ってもらったりすることで、元気になってもらいたいと思います。



### 風土が育むとちぎの農畜産物

#### 魅力1「太陽の恵み」

冬場の日照時間の長さ、夏と冬、昼と夜の寒暖の差が農畜産物のうま味をアップさせ、とちおとめをはじめ、地域ブランド農産物を育みます。

#### 魅力2「大地の恵み」

肥沃かつ水はけがよい土壌が、農産物の根を地中深く張らせ、豊かな実りをもたらします。北部の高冷地、南部の平坦地など山地と平野が同居する強みを活かし、多様な農畜産物が生産されています。

#### 魅力3「水の恵み」

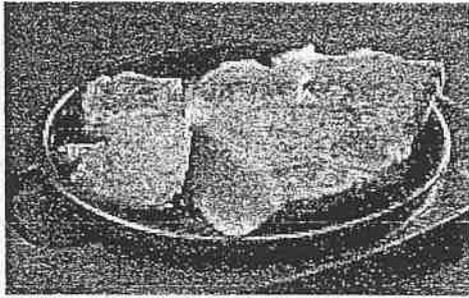
ミネラル分を多く含んだ山間部の雪解け水が、落ち葉に埋もれる土壌に浸み込み、地中深くまで浸透。豊かな自然がおいしい水を育みます。

### とちぎの牛肉

とちぎの畜産物は肉質とともに、肥育技術の高さが評価されています。  
特に、飼われている牛の数は、全国第7位です。

[とちぎ和牛取扱指定店一覧\(とちぎ農産物マーケティング協会HP\)\(外部サイトへリンク\)](#)

[とちぎ和牛提供店一覧\(とちぎ農産物マーケティング協会HP\)\(外部サイトへリンク\)](#)



## とちぎの花

本県では、きく、ばら、カーネーション、りんどう、シクラメン、洋らんなど、春夏秋冬に多彩な花が生産されています。

[栃木県でどんな花がどこで生産されているかを紹介しています\(PDF:4.126KB\)](#)



## とちぎの野菜

とちぎの野菜は、バリエーションが豊富です。

県の南から北まで、地域ごとの気候・風土を活かした栽培法により、トマト、にら、なす、きゅうりなど多彩な品目を生産しています。

[おいしさぎっしりの県内農産物直売所 157店 全体MAP\(PDF:2.086KB\)](#)

[きらりと光るとちぎの農産物直売所ガイド\(県農政部農村振興課HP\)](#)

[とちぎ地産地消推進店一覧\(外部サイトへリンク\)](#)

県産農産物を使用した料理を提供している店舗や、県産農産物コーナーを常設している小売店など、「地産地消」に取り組んでいるお店を紹介しています。

[野菜を楽しむガイドブック\(県農政部農政課HP\)](#)

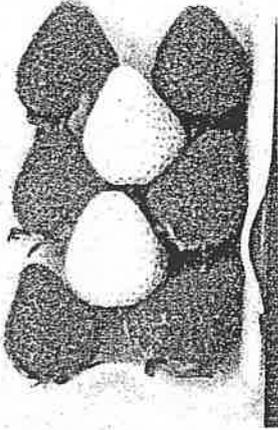
野菜の必要性や栄養素の効果、食べ方などをわかりやすくまとめたガイドブックです。



## とちぎのいちご

栃木県は、半世紀にわたり生産量日本一の「いちご王国」。主力品目の「とちおとめ」、贈答向け「スカイベリー」、夏秋いちご「なつおとめ」、摘み取り専用「とちひめ」、本県初の白いちご「ミルクベリー」、そして、いちご王国のニューフェイス「栃木i37号」が登場し、四季折々のいちごを一年中楽しめます。

[とちぎの観光いちご園マップ\(とちぎ観光いちご園連絡協議会\)\(PDF:1.247KB\)](#)



以下のホームページやSNS等で栃木県産農畜産物の魅力を発信しています(リンク)

---

県民への食と農に関する情報や農業者向けの技術情報、農畜産物の放射性物質検査結果などはこちら

[栃木県農政部Twitter\(外部サイトへリンク\)](#)

県産農畜産物のとれたて情報や、県産農畜産物を使った料理・加工品等のグルメ情報はこちら

[農政部職員ブログ「栃木のうんまいもの食べ歩き」\(外部サイトへリンク\)](#)

栃木県内の農村レストランの情報はこちら

[きらりと光るとちぎの農村レストランガイド\(県農政部農村振興課HP\)](#)

栃木県内の農村地域のイベントや旬の観光情報などはこちら

[Instagram「とちぎの農村めぐり」\(外部サイトへリンク\)](#)

栃木県内の農業・農村体験の情報はこちら

[とちぎの農業・農村体験ガイド\(県農政部農村振興課HP\)](#)

季節の花、珍しい花など花の旬な情報はこちら

[とちぎ花センターHP\(外部サイトへリンク\)](#)

[Twitter\(外部サイトへリンク\)](#)

[Facebook\(外部サイトへリンク\)](#)

食と農について親子で学べる教材などの情報はこちら

[とちぎアグリプラザHP\(外部サイトへリンク\)](#)

栃木県農畜産物のあらゆる情報はこちら

[とちぎ農産物マーケティング協会HP\(外部サイトへリンク\)](#)

[Facebook\(外部サイトへリンク\)](#)

お問い合わせ

農政課

〒320-8501 宇都宮市埴田1-1-20 県庁舎本館12階

電話番号:028-623-2288

ファックス番号:028-623-2340

Email:[nousei@pref.tochigi.lg.jp](mailto:nousei@pref.tochigi.lg.jp)

---

栃木県庁 〒320-8501 栃木県宇都宮市埴田1-1-20 電話番号:028-623-2323

Copyright (C) Tochigi Prefecture. All Rights Reserved.

## 県内市町における対応状況（3/19 現在）

令和 2（2020）年 3 月 19 日  
栃木県教育委員会

## 1 学校の休業状況

- ・ 3/2～24 宇都宮市、鹿沼市、日光市、壬生町、小山市、栃木市、矢板市、塩谷町、高根沢町、那珂川町、那須町、那須塩原市、佐野市、足利市
- ・ 3/2～23 野木町
- ・ 3/3～24 上三川町、真岡市、さくら市、那須烏山市
- ・ 3/4～22 下野市
- ・ 3/10～24 益子町、市貝町、芳賀町
- ・ 午前中授業 大田原市
- ・ 休業なし 茂木町

## 2 学童保育の業務に教職員が携わる市町（教員や非常勤講師等を学童保育に派遣）

宇都宮市、鹿沼市、日光市、小山市、栃木市、下野市、矢板市、塩谷町、高根沢町、大田原市、那須町、佐野市

## 3 学校において児童生徒の受入れを実施している市町（自宅で過ごすことが困難な小学校低学年の児童を学校に受入れ）

上三川町、鹿沼市、真岡市、さくら市、那須烏山市、那須町、那須塩原市、足利市

## 4 学習保障や生活状況把握のための主な取組

## (1) 主な学習保障への取組

- ① 家庭学習用補助プリントの配布（全市町）
- ② 文部科学省の学習支援ポータルサイト等の周知（全市町）  
※ 一部の市町では、「eライブラリ」の活用（パソコンで進める家庭学習 [有料]）
- ③ 学習教材（ワークシート等）のホームページへの掲載
- ④ 「とちぎっ子パワーアップシート」等の利用

## (2) 主な生活状況の把握方法

- ① 電話連絡（全市町）
- ② 校外巡視（全市町）
- ③ 家庭訪問
- ④ メールやSNSを活用した連絡

## 【特徴的な取組】

- ・ 親子での登校日
- ・ 学童保育への訪問等による確認
- ・ 警察や地域（PTA、見守りボランティア等）との連携

## 5 修了式の実施状況

## (1) 実施に当たっての主な配慮

時間短縮（簡略化）、校庭や教室での実施、校内放送による実施、離任式と合わせて実施

## (2) 実施状況

## 【小学校】

- ・ 3/9 益子町、市貝町、芳賀町
- ・ 3/16 真岡市
- ・ 3/19 壬生町（一部 27、31）
- ・ 3/24 宇都宮市（一部 25）、上三川町、茂木町、野木町（一部 23）、小山市（一部 31）、栃木市、下野市、さくら市、塩谷町、高根沢町、那珂川町、大田原市
- ・ 実施しない 鹿沼市、日光市、矢板市、那須烏山市、那須町、那須塩原市、佐野市、足利市

## 【中学校】

- ・ 3/9 益子町、市貝町、芳賀町
- ・ 3/16 真岡市
- ・ 3/23 野木町
- ・ 3/24 上三川町、茂木町、下野市、さくら市、塩谷町、高根沢町、那珂川町、大田原市
- ・ 3/26 壬生町
- ・ 3/30 宇都宮市
- ・ 実施しない 鹿沼市、日光市、小山市（一部 30）、栃木市、矢板市、那須烏山市、那須町、那須塩原市、佐野市、足利市

## 県立高校・中学校における学校休業等に関する対応状況（3/19 現在）

令和2(2020)年3月19日

栃木県教育委員会

### 1 学校の休業状況

3/2～22 学悠館高校（定・通）

3/2～23 宇都宮北、小山、さくら清修、宇都宮商業（定）

3/2～24 その他の県立高校（全日制56校、定時制6校、通信制1校）

※いずれも春季休業の開始日前日まで

### 2 学習保障や生活状況把握のための主な取組

#### (1) 主な学習保障の取組

- ① 学習課題の一覧表等の配布
- ② 学習補助プリントの配布
- ③ 登校による直接指導（保護者了承の上、必要な生徒のみ）

#### (2) 主な生活状況の把握方法

- ① 電話連絡
- ② 保護者面談
- ③ 生徒の登校

### 3 修了式・新入生オリエンテーション

#### (1) 修了式

- ・全校において式は行わない。
- ・通知表の手交や教科書購入等のため、23、24日を中心に登校。
- ・一部の学校では、一度に多くの生徒が交わらないよう、学年別に日時を変えて登校。

#### (2) 新入生オリエンテーション（おおむね3/23～26日に実施）

- ・詳細なガイダンスは省略し、教科書購入や体操着等の採寸などを主に実施。
- ・時間短縮や生徒間の間隔を確保できる場所での実施。

## 県立特別支援学校における学校休業等に関する対応状況（3/19 現在）

令和2年(2020)年3月19日

栃木県教育委員会

### 1 学校の休業状況

3/2～24 特別支援学校 16校（全校）

### 2 学校において児童生徒の受入れをした学校

2校（4名）

### 3 学習保障や生活状況把握のための主な取組

#### (1) 主な学習保障への取組

- ① 学習課題の一覧表等の配布
- ② 学習補助プリントの配布
- ③ 生活の記録・日記等の記入
- ④ 障害の状態を踏まえた関わりの提示（読み聞かせ等）

#### (2) 主な生活状況の把握方法

- ① 電話連絡
- ② メールを活用した連絡
- ③ 家庭訪問
- ④ 保護者面談
- ⑤ 障害福祉サービス事業所等訪問

### 4 修了式・新入生オリエンテーション

#### (1) 修了式

実施済み：5校（2/28に実施）

実施せず：11校（保護者懇談時等に修了証等を交付）

#### (2) 新入生オリエンテーション

実施済み：2校（2/20、3/19）

実施予定：9校（3/25：8校、3/24：1校 時間短縮・簡素化等）

実施せず：5校（合格発表時等に書類を配布）



### 新型コロナウイルス感染症に関する電話相談

相談日	相談者					相談内容・(重複可)			中国語等での相談件数
	一般住民	市町 (庁内含む)	医療機関	その他	計	一般相談	医療相談	計	
1/14			2		2	2	2	4	
1/15									
1/16				1	1	3		3	
1/17			1	1	2				
1/18									
1/19									
1/20									
1/21				1	1	3		3	
1/22				1	1	1		1	
1/23	1	1	2		4	3	2	5	
1/24	4	5	7	1	17	19	6	25	
1/25	2	1			3	1	2	3	
1/26		2			2	1	1	2	
1/27	6	13	11	4	34	26	12	38	
1/28	18	14	12	3	47	46	15	61	
1/29	20	9	10	6	45	45	16	61	
1/30	32	7	19	5	63	52	30	82	1
1/31	42	14	25	13	94	71	31	102	
2/1	6		2		8	7	3	10	
2/2	2				2	1	1	2	
2/3	60	9	15	11	95	64	40	104	
2/4	25	7	8	7	47	43	12	55	
2/5	28	2	4	4	38	31	18	49	1
2/6	30	3	10	2	45	35	24	59	
2/7	25	8	5	1	39	28	14	42	
2/8	4		1	1	6	1	5	6	
2/9	6		1		7	5	5	10	
2/10	30	8	4	4	46	40	15	55	
2/11									

相談日	相談者					相談内容（重複可）			中国語等での相談件数
	一般住民	市町 (庁内含む)	医療機関	その他	計	一般相談	医療相談	計	
2/12	23		5	4	32	29	11	40	1
2/13	25	2	5	1	33	16	22	38	
2/14	63	1	17	7	88	67	30	97	
2/15	12		8		20	8	16	24	
2/16	9		3		12	5	11	16	
2/17	105	5	24	5	139	89	65	154	
2/18	102	7	14	7	130	86	62	148	
2/19	108	7	14	4	133	91	65	156	1
2/20	84	5	12	6	107	70	49	119	
2/21	91	7	25	8	131	79	67	146	
2/22	75		13		88	53	38	91	1
2/23	207	6	4	26	243	185	71	256	
2/24	167	1	9	1	178	93	103	196	
2/25	291	14	34	13	352	238	142	380	2
2/26	218	17	24	16	275	156	122	278	1
2/27	199	3	22	16	240	124	132	256	1
2/28	209	6	24	9	248	118	152	270	
2/29	97		13	2	112	33	87	120	
3/1	117		2	2	121	18	105	123	
3/2	249	5	26	18	298	123	192	315	
3/3	183	3	37	33	256	110	158	268	
3/4	219	2	20	12	253	99	171	270	
3/5	185	1	22	27	235	123	125	248	
3/6	515	4	34	19	572	360	228	588	
3/7	196		22	12	230	139	107	246	
3/8	135		8	1	144	59	84	143	
3/9	385	8	39	20	452	202	282	484	
3/10	242	2	33	25	302	136	185	321	
3/11	203	1	13	12	229	105	131	236	
3/12	160		11	22	193	84	113	197	
3/13	197	2	23	19	241	108	144	252	
3/14	74	1	2	3	80	24	61	85	
3/15	79	1	6	2	88	36	53	89	
3/16	229	3	19	18	269	125	162	287	
3/17	166	3	13	16	198	89	127	216	
3/18	196	6	17	29	248	126	131	257	
計	6,156	226	756	481	7,619	4,134	4,058	8,192	9

# 新型コロナウイルス感染症の検査実施状況一覧

令和2(2020)年3月19日

	栃木県 (宇都宮市除く)	宇都宮市	合計
合計	201	71	272
1月27日	1	0	1
1月28日	0	0	0
1月29日	0	0	0
1月30日	0	0	0
1月31日	0	0	0
2月1日	2	0	2
2月2日	0	0	0
2月3日	0	0	0
2月4日	0	1	1
2月5日	0	0	0
2月6日	0	0	0
2月7日	0	0	0
2月8日	0	0	0
2月9日	0	0	0
2月10日	0	0	0
2月11日	0	0	0
2月12日	0	0	0
2月13日	0	0	0
2月14日	2	0	2
2月15日	2	1	3
2月16日	0	1	1
2月17日	0	3	3
2月18日	1	3	4
2月19日	3	0	3
2月20日	5	1	6
2月21日	3	2	5
2月22日	2	0	2
2月23日	5	1	6
2月24日	1	0	1
2月25日	3	1	4
2月26日	5	1	6
2月27日	3	1	4
2月28日	9	1	10
2月29日	7	2	9
3月1日	1	0	1
3月2日	4	1	5
3月3日	12	3	15
3月4日	19	2	21
3月5日	10	2	12
3月6日	9	4	13
3月7日	13	4	17
3月8日	5	1	6
3月9日	3	4	7
3月10日	9	3	12
3月11日	7	4	11

3月12日	5	3	8
3月13日	3	1	4
3月14日	4	4	8
3月15日	7	1	8
3月16日	1	5	6
3月17日	11	4	15
3月18日	18	3	21
3月19日	6	3	9

令和2年2月22日に発生した新型コロナウイルス感染症患者（1例目）に係る  
積極的疫学調査の状況について

令和2年2月23日

本県において、2月22日に確認された、新型コロナウイルス感染症患者（1例目）の積極的疫学調査について、現在までに判明した結果を以下のとおりお知らせします。

【患者の概要】

- 1 年代：60代
- 2 性別：女性
- 3 居住地：栃木県（県南健康福祉センター管内）
- 4 症状、経過
  - 2月15日 国による検査で陰性確認。
  - 2月19日 クルーズ船「ダイヤモンド・プリンセス」を下船後、自宅に帰宅。
  - 2月21日 38.7度の発熱（19時頃）。
  - 2月22日 県南健康福祉センターに相談（10時頃）の上、県内の帰国者・接触者外来を受診（12時頃、38.5度）。肺炎像あり。PCR検査の結果、陽性であることが判明（19時頃）。
  - 2月23日 県内の感染症指定医療機関に入院（9時半）。入院時の症状は、解熱剤使用にて36.6℃・倦怠感のみで呼吸器症状はなし。
- 5 行動歴
  - ・クルーズ船の下船後は、移動中も含めてマスクを着用していたとのこと。
  - ・2月19日に70代の夫と2人で下船し、シャトルバスで最寄り駅、そこから公共交通機関（特定者との濃厚接触なし）で自宅最寄り駅において下車、自宅までは友人Aの車で送迎（この間、マスクを着用。友人Aもマスク着用）。
  - 同日18時頃、夫運転の自家用車で居所近くのスーパーで数十分間買い物（マスク着用。特定者との濃厚接触なし）。
  - ・2月20日～21日 終日自宅で過ごす。21日（12時頃）に友人Bの訪問があり約2m離れて会話（双方マスク着用で数分間）。
  - ・2月22日 県南健康福祉センターが指定した時間に、指定した帰国者・接触者外来を受診。受診の際は、夫運転の自家用車を使用。
- 6 濃厚接触者について
  - ・患者との濃厚接触者は、夫のみ。
  - ・濃厚接触者に症状はない。2月23日にPCR検査を実施し、検査結果は陰性。
  - ・患者との濃厚接触者には、以下の対応を依頼。
    - (1) 今回の検査結果が判明するまでの間の自宅待機
    - (2) 現在症状が無く、検査結果陰性の場合、患者と最後に濃厚接触があった日から14日間の健康観察
    - (3) 症状が出た場合には、県南健康福祉センターへ連絡の上、医療機関受診
- 7 その他の接触者について
  - ・友人2名は、発症前の接触者であり、マスク着用の上、短時間の接触であるため、濃厚接触者には該当しない。（PCR検査は陰性）

◆県民の皆様へ

- 県民の皆様におかれては、風邪や季節性インフルエンザ対策と同様にお一人お一人の手洗いや咳エチケットなどの実施がとても重要です。感染症対策に努めていただくようお願いいたします。
- 次の症状がある方は、県広域健康福祉センター又は宇都宮市保健所の相談窓口（帰国者・接触者相談センター）に御相談ください。

- ・ 風邪の症状や 37.5℃以上の発熱が 4 日以上続いている。  
（解熱剤を飲み続けなければならないときを含みます）
  - ・ 強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある。
- ※ 高齢者や基礎疾患等のある方は、上の状態が 2 日程度続く場合

御相談の結果、新型コロナウイルス感染の疑いのある場合には、専門の「帰国者・接触者外来」を御紹介しています。マスクを着用し、公共交通機関の利用を避けて受診してください。

なお、現時点では、新型コロナウイルス感染症以外の病気の方が圧倒的に多い状況であり、インフルエンザ等の心配があるときには、通常と同様に、かかりつけ医等に御相談ください。

- 感染症情報の詳しい内容は、栃木県庁ホームページに情報を掲載していますので、御確認ください。

◆報道関係の皆様へ

本情報提供は、感染症予防啓発のために行っているものです。

報道機関各位におかれましては、患者等の個人に係る情報について、プライバシー保護等の観点から、提供資料の範囲内での報道に格段の御配慮をお願いします。

令和2年3月5日に発生した新型コロナウイルス感染症患者（2例目）に係る  
積極的疫学調査の状況について

令和2年3月20日

本県において、3月5日に確認された、新型コロナウイルス感染症患者（2例目）の積極的疫学調査について、現在までに判明した結果を以下のとおりお知らせします。

【患者の概要】

- 1 年代：30代
- 2 性別：女性
- 3 居住地：栃木県県南健康福祉センター管内
- 4 症状、経過

2月25日 発熱（37.4度）及び咽頭違和感。

2月27日 県内の医療機関A（近医）を受診し、風邪として解熱剤処方（マスク着用）。

2月28日 解熱（3月6日まで平熱が続く）。※3/3まで解熱剤服用

3月1日 大阪府のライブハウスにおける注意喚起の報道を知り、2月22日に大阪市都島区のライブハウス（Arc）を訪れた知人（県外在住）と短時間の接触（立ち話）をしていたことから、宇都宮市保健所に相談し、様子を見る。

3月5日 新たに本人が訪れた大阪市北区のライブハウス（Soap opera classics Umeda）に関する注意喚起の報道を知り、平熱（36.9度）及び腹痛程度であったが、宇都宮市保健所に相談。宇都宮市保健所から連絡を受けた県南健康福祉センターが患者に連絡を行い、県内の医療機関B（帰国者・接触者外来）を受診（14時。マスク着用の上、自家用車にて移動）。PCR検査の結果、陽性であることが判明。

3月6日 県内の感染症指定医療機関に入院（11時：自家用車にて移動）。入院時の症状は、軽い腹痛のみ。

3月12日 退院

5 行動歴

2月22日 大阪府内において、ライブに参加。大阪市都島区のライブハウス（Arc）に滞在した知人と10分程度の接触（立ち話程度：お互いにマスク着用はなし）。

2月23日 大阪市北区のライブハウス（Soap opera classics Umeda）の夜の部（19時～21時）に参加（マスク着用はなし）。

2月24日 大阪府内において、ライブに参加。大阪府から自宅の最寄り駅まで、新幹線と公共交通機関を利用して移動。自宅の最寄り駅から自宅まで、父の運転する自家用車にて移動（マスク着用はなし）。

2月25日 宇都宮インターパークロフト（宇都宮市）にて勤務（自家用車通勤）。

・ 工作中から咽頭違和感あり、帰宅後に発熱（37.4度）を確認。

・ 販売員として、主に品出業務に従事し、短時間レジ対応（勤務時間 9:30～18:30。マスク着用はなし）。

・ 職場の同僚については、宇都宮市保健所において調査中。

2月26日から3月5日まで 出勤せず（この間、マスク着用）。

2月27日 県内の医療機関Aを受診後、県南健康福祉センター管内にて10分程度買い物（マスク着用。自家用車にて移動）。

3月2日 県南健康福祉センター管内にて1時間程度買い物（マスク着用の上、自家用車にて移動）。

#### 6 濃厚接触者等について

- ・ 患者との濃厚接触者は、現時点で判明している者は、父のみ。父は、現時点で症状はないものの、3月6日にPCR検査を実施し、結果は陰性。
- ・ 患者との濃厚接触者には、以下の対応を依頼。
  - (1) 今回の検査結果が判明するまでの間の自宅待機
  - (2) 現在症状が無く、検査結果陰性の場合、患者と最後に濃厚接触があった日から14日間の健康観察
  - (3) 症状が出た場合には、県南健康福祉センターへ連絡の上、医療機関受診
- ・ 2月27日及び3月2日の買い物並びに2月27日の医療機関Aの受診時は、マスク着用の上、特定者との濃厚接触なし。
- ・ 勤務先店舗については、自主的に当面閉鎖とし、消毒の実施と宇都宮市保健所による接触者調査を実施中。

#### 7 公表の考え方について

- ・ 感染症患者の発表に当たっては、感染症のまん延防止に必要な情報と患者のプライバシーのバランスを図る必要があると考える。
- ・ 感染症患者が他者に当該感染症を感染させる可能性がある時期（2/25以降）の行動歴等については、感染症のまん延防止のために必要な範囲で公表することとした。
- ・ 一方、感染症患者が他者に当該感染症を感染させる可能性がない時期（2/24以前）の行動歴等については、感染症のまん延防止に資するものではないと考えるため、公表は差し控える。

#### ◆県民の皆様へ

- ① 県民の皆様におかれては、風邪や季節性インフルエンザ対策と同様にお一人お一人の手洗いや咳エチケットなどの実施がとても重要です。感染症対策に努めていただくようお願いいたします。
- ② 次の症状がある方は、県広域健康福祉センター又は宇都宮市保健所の相談窓口（帰国者・接触者相談センター）に御相談ください。

- ・ 風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている。  
（解熱剤を飲み続けなければならないときを含みます）
  - ・ 強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある。
- ※ 高齢者や基礎疾患等のある方は、上の状態が2日程度続く場合

御相談の結果、新型コロナウイルス感染の疑いのある場合には、専門の「帰国者・接触者外来」を御紹介しています。マスクを着用し、公共交通機関の利用を避けて受診してください。

なお、現時点では、新型コロナウイルス感染症以外の病気の方が圧倒的に多い状況であり、インフルエンザ等の心配があるときには、通常と同様に、かかりつけ医等に御相談ください。

- ③ 換気が悪く、人が密に集まって過ごすような空間に集まることを避けてください。
- ④ 発熱等の症状がみられるときは、会社等を休み、外出は控えてください。
- ⑤ 感染症情報の詳しい内容は、栃木県庁ホームページに情報を掲載していますので、御確認ください。

#### ◆報道関係の皆様へ

本情報提供は、感染症予防啓発のために行っているものです。

報道機関各位におかれましては、患者等の個人に係る情報について、プライバシー保護等の観点から、提供資料の範囲内での報道に格段の御配慮をお願いします。

令和2年3月5日に発生した新型コロナウイルス感染症患者（2例目）に係る  
積極的疫学調査（宇都宮市実施分）の状況について【第1報】

令和2年3月6日

昨日（3月5日）確認された、新型コロナウイルス感染症患者（2例目）の職場における本市の積極的疫学調査について、現在までに判明した結果を以下のとおりお知らせします。

1 職場における行動歴

2月25日 9:00	出勤
9:30～18:30	勤務 主に品出しに従事，社員用トイレを1回使用
13:30～14:15	昼食 社員食堂において1人で食事
15:15～16:00	レジ当番
16:45～17:00	休憩 店舗内事務所
18:30	退社 直接帰宅

2 濃厚接触者等について

勤務先における濃厚接触者は当日勤務10名

10名全員について，3月10日まで，健康調査を実施。

2名については，接触時間が長いこと，1名は呼吸器症状があったことから  
計3名について，明日，PCR検査の実施に向け調整中

3 消毒の実施について

本人の行動調査より，ロフト店舗内および社員食堂，通路，社員用トイレについて  
本日実施



## 新型コロナウイルス感染症患者の 職場における濃厚接触者のPCR検査の結果等について

### 〔概要〕

令和2年3月5日に確認された、新型コロナウイルス感染症患者の、職場における濃厚接触者3名のPCR検査の結果について以下のとおり報告いたします。

- ・ 職場における濃厚接触者のうち、接触時間の長い者2名、呼吸器症状があった者1名について、本日、宇都宮市衛生環境試験所においてPCR検査を実施した結果、3名とも陰性が確認されました。
- ・ なお、今回陰性が確認された3名につきましては、他の濃厚接触者7名と同様に、3月10日まで、健康観察を実施いたします。
- ・ また、勤務日である2月25日の患者とお客様との接触状況について調査した結果、濃厚接触したお客様は、おりませんでした。

### 【報道資料趣旨】

参加者募集告知依頼 イベント等の事前周知依頼 イベント・会議等の取材依頼 その他

#### 問い合わせ先（課長または課長補佐）

#### 提出チェック

広報広聴課の事前確認

↓

部数32部印刷

↓

投込日の15時までに  
広報広聴課へ持参

保健予防課

課長

黒崎 彰弘

電話

028-626-1112

※1 添付資料がある場合は、ホチキスなどで留めて提出してください。

※2 取材は原則として課長又は課長補佐で対応し、取材に充分対応できるようにしてください。

※3 記者説明（レクチャー）を行いたい場合は、事前に広報広聴課へご相談ください。



新型コロナウイルス感染症患者の発生について（本市1例目）

令和2年3月18日

本市において、本日（3月18日）、市衛生環境試験所の検査により、新型コロナウイルスに感染した患者が確認されました。

新型コロナウイルス感染症の患者の発生が確認されたのは、本市では1例目です。

本件について、積極的疫学調査等の概要についてお知らせいたします。

【公表の目的】

感染症のまん延を防止、感染症による健康リスクが個人や社会に与える影響を最小限にするために感染症の発生状況等に関する情報を積極的に公表する必要があるため、以下のとおり公表させていただきます。

【患者の概要】

1 年代：40代

2 性別：女性

3 居住地：宇都宮市内

4 症状、経過

3月14日（土） 9時前、タイから日本に帰国。到着後、成田空港で本人から宇都宮市保健所に連絡。マスク着用により高速バスを利用して帰宅。

※ 保健所では、タイでの患者との接触歴から、濃厚接触者と判断し、健康観察期間を3月15日～28日とし、体温や呼吸器症状等の記録の作成、手洗いの徹底、外出を控えることやマスク着用について要請。

3月15日（日） 12時頃、保健所から本人に連絡。下痢の症状があったことから、民間救急車により、帰国者・接触者外来を受診。PCR検査の結果、陰性を確認。

3月16日（月） 14時頃、保健所から本人に連絡。症状は特になかった。夕方、本人から保健所に連絡。37.5℃の発熱と頭痛の訴えがあり一晩、様子を見るよう伝える。

3月17日（火） 9時頃、保健所から本人に連絡。発熱が持続しており、頭痛、鼻汁等の呼吸器症状がある。民間救急車により、帰国者・接触者外来を受診。本人は入院。

15時頃、PCR検査を実施し、19時頃、検査結果が判定保留となったため、国の検査マニュアルに定められているもう1つの検査方法であるコンベンショナルPCR検査\*を開始。

3月18日(水) 11時頃、陽性の確認。

## 5 行動歴

3月11日(水) タイに向け日本を出国。

3月12日(木) タイに現地時間午前1時頃到着。到着後、現地の知人1名と計5時間程度行動を共にした。知人は咳症状があったため、その間、お互いにマスクを着用していたが、食事の際はマスクを外した。

現地時間正午頃、知人が体調不良を訴え医療機関を受診。受診後、知人と別れホテルに戻る。

3月13日(金) 現地時間9時頃、知人の新型コロナウイルス感染症の感染が確認され現地の医療機関に入院したとの連絡が本人に入る。

3月14日(土) 現地時間午前1時頃にタイを出国し、日本へ帰国。

## 6 濃厚接触者について

濃厚接触者は、患者が発症後(3月16日以降)に接触のあった者であるが、本人に同居者はなく、民間救急車の社員と帰国者・接触者外来の医療機関関係者のみである。

なお、これらの者は、適切な感染防護対策がとられていることから、感染のおそれはなく、該当となる者はありません。

## 7 公表の考え方について

- ・ 感染症患者の発表に当たっては、感染症のまん延防止に必要な情報と患者のプライバシーのバランスを図る。
- ・ 感染症患者が他者に当該感染症を感染させる可能性がない時期(3月15日以前)の行動歴等については、当該地域への渡航者に対する注意喚起に資するために必要な範囲で公表する。

### ※コンベンショナルPCR検査

患者から採取した検体中に存在するウイルスの遺伝子を増幅させ、感染の有無を電気泳動によりバンドで視覚的に確認する検査法。PCR検査(リアルタイム)は、遺伝子量を定量的に測り、数値でその増幅と検出を同時に、短時間で簡便に確認することができる検査法。

マスクの供給状況

令和2(2020)年3月16日現在

区分	提供(供給)元	種類	供給数量 (枚)	受入日	配布先
国一括購入	国	N95マスク	12,300	3月11日	感染症指定医療機関 帰国者・接触者外来
寄付	アリババグループ	KF94マスク	10,000	3月13日	広域健康福祉センター 宇都宮市保健所
国備蓄 <sup>5</sup>	国	サージカルマスク	43,900	3月16日	感染症指定医療機関・帰国 者・接触者外来等15医療機 関
緊急対応策(医療機関等1,500万枚)	国	サージカルマスク	272,000	3月下旬	調整中
緊急対応策(介護施設等2,000万枚)	国	布製マスク	未定	3月下旬以降	調整中
		計	338,200		

